

CLAIR SUMMARY

欧州地域開発基金を用いた地域振興施策

(財) 自治体国際化協会 CLAIR SUMMARY

**Council of Local Authorities for
International Relations**



財団
法人

自治体国際化協会

〒100 東京都千代田区新霞が関ビルディング19階

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

	PAGE
はじめに	1
第1章 欧州連合の地域政策	2
第1節 欧州地域開発構造基金の概要	2
第2節 ERDF 対象事業の策定	5
第2章 イギリスにおける地域政策	17
第1節 地域政策の概要	17
第2節 イーストロンドン&リーバレーの地域振興政策	20
第3節 ノッテングラム市の地域振興政策	23
第4節 シェフィールド市の地域振興政策	27
第5節 マージーサイド地域の地域振興政策	29
第3章 ドイツにおける地域政策	34
第1節 地域政策の概要	34
第2節 ブレーメン市の地域振興政策	41
第3節 ロストック市の地域振興政策	43
第4節 ハレ市の地域振興政策	46
あとがき — ERDF の今後 —	49
参考文献等	50

はじめに

1999年1月1日から欧州11カ国で共通通貨ユーロが導入され、3年後にはユーロの紙幣、貨幣が流通することとなった。20世紀においても、欧州は第1次世界大戦、第二次世界大戦さらに東西冷戦の真ただ中であつた地域であり、経済的統一が進むことは、世界史的にも画期的なことではなかろうか。

第2次大戦後に6カ国の経済協力に始まつた欧州統合に向けての協力の中で、地域の経済的格差を是正するための巨大な基金が運用されてきたことは、日本ではあまり知られていない。この基金は構造基金と呼ばれ、関連予算を含めると欧州連合の1999年予算の約4割の約4百億ユーロを占め、共通農業施策に次ぐ予算額となっている。この基金を獲得するため、加盟各国、そして各地域がアイデアを競っている。ドイツやイギリスといった先進工業国においても、繊維工業・重化学工業が衰退する地域の構造変革、交通網の変化に伴う既存市街地の衰退への対応に構造基金の一部を構成する欧州地域開発基金を活用している事例が少なくない。

一方、日本では、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(中心市街地整備改善活性化法)が1998年に施行され、中心市街地の再活性化が総合的に推進されることとなった。欧州地域開発基金を活用しているイギリスやドイツの事例で、日本の市街地再活性化に活用できる計画策定手法、計画内容があるのではないか。こうした観点で、1998年11月に自治省国際室と本協会は欧州地域構造基金を用いる地域再活性化に関する調査を共同で行った。

本報告は、現地調査の際に関係者から聴取した事項、入手した資料に加えて欧州連合のホームページに掲載された資料に基づき作成した。調査に参加した自治省国際室田村秀課長補佐がイギリスにおける状況、当協会調査部調査課堤祥吾主事が中心となりドイツにおける状況、栗原崇調査部長が構造基金に関する解説について執筆するとともに共同で編集を行った。なお、構造基金に関する用語の日本語訳については、既刊の資料等で用いられているものを使用するよう試みたが、原資料で用いられている英語を煩雑にならない範囲で併記し、読者の参考に供することとした。

最後に、駐日英国大使館貿易政策部 Corin Robertson氏、(財)自治体国際化協会 交流協力部 協力課 Irmelind Kirchner氏、欧州連合 駐日欧州委員会代表部 広報部 Willem Verpoest氏にはイギリス、ドイツの現地調査先、欧州委員会地域政策局との窓口になっていただいた。ここに深く感謝の意を表したい。また現地調査の際に多忙な業務の時間を割いて親切に調査団の質問に辛抱強く対応していただいた多くの現地関係者の皆様に感謝を表するとともに、本報告が、中心市街地の活性化に取り組んでおられる地方自治体関係者の参考となれば幸いである。

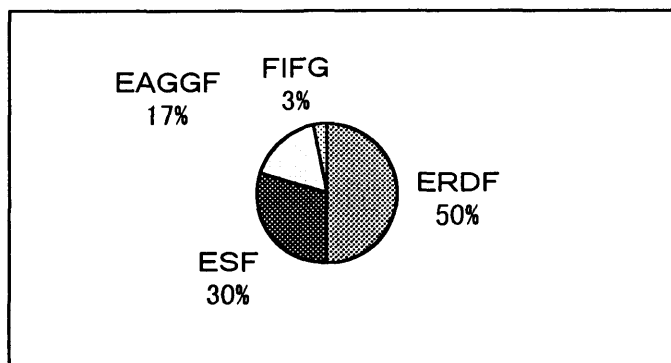
第1章 欧州連合の地域政策

第1節 欧州地域開発構造基金の概要

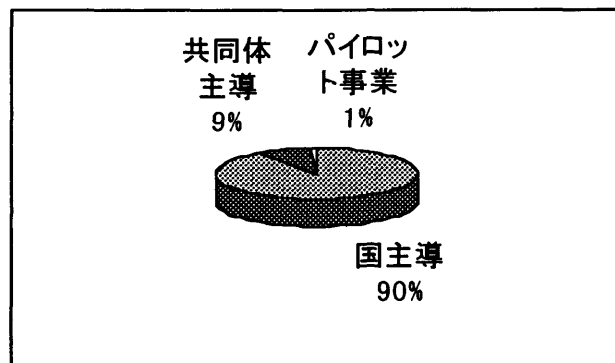
欧州連合(European Union、EU(注1))は、欧州の15カ国からなる機構で、人口約3億7千万人、面積約324平方キロメートル、域内総生産約5兆ドルの一大経済圏である。EU内における一人当たりのGDPを見ると、最も豊かなルクセンブルグと最も貧しいポルトガルとの間には4.2倍という大きな格差が存在し、同じ域内であっても豊かな地域と貧しい地域が存在する。欧州連合全体で見れば、地域間の格差は大きいものとなり、しかもその格差は広がる傾向にある。このため、先進地域と発展途上地域間の社会的・経済的な格差をなくすことを目的として、EU予算の3分の1をこえる構造基金(Structural Funds、注2)が設けられている。

構造基金は、① EU内の裕福な地域とそうでない地域の富の再分配を行う欧州地域開発基金(European Regional Development Fund, ERDF: 1975年創設)、② EU内の失業問題に対応するため雇用拡大を目的とする欧州社会基金(European Social Fund, ESF: 1958年創設)、③ EU内の発展途上の農村地域に適用される欧州農業指導保障基金(European Agricultural Guidance and Guarantee Fund, EAGGF: 1958年創設)、④水産業支援のための基金(Finance Instrument for Fisheries Guidance, FIFG)の四基金から構成されている。

(構造基金歳出内訳) 1999年予算



(構造基金事業分類)



これらの構造基金は、基本的にそれぞれの国家や地方政府の政策に加えて、EU自身が主導権を取って行うことを目指している。また、EUの一人当たり平均GDPの90%に満たない国を対象とする結束基金(Cohesion Fund)が1994年に創設され、これらの国におけるインフラ整備、環境改善について上記の4基金と併せて用いられている。

これらの構造基金のうち、中心市街地の活性化など地域振興に深く関与しているのが欧州地域開発基金(ERDF)である。構造基金の詳細は理事会規則(注3、4)に規定されており、①国主導(National Initiative)と呼ばれ、EU加盟国からの申請を受けた欧州委員会(注5、6)の審査を経て実施される方法(ERDF予算全体の90%を占めるので、ERDFの主流「main stream」と呼ばれることがある)、②CI(Community Initiative、共同体主導)と呼ばれ、委員会

自身が事業別に詳細な要件と総予算額を示して加盟国に申請を促す方法(ERDF 予算全体の 9 %を占める)、③パイロット事業、革新的手段(Innovative Measures)¹ と呼ばれ、ERDF 予算全体の 1 %を委員会自身が決定する方法、という三方法がある。

EU の報告によれば、1994 年から 1999 年までの期間に国主導 492 件、CI 413 件の計画が総額 1277 億エキュの予算で実施されることがされており、1996 年には約 231 億エキュの配分決定と約 190 億エキュの支出が行われた。² なお、1994 年から 1999 年までの加盟国別の配分予定金額を表 1 に示した³。

1. 国主導

この区分では1994年から1999年における基金の対象として、次の7対象地域(objective)を設定しており、ERDFは対象地域1、2、5bと6を対象としている。対象となる地域は、理事会規則により定められる。⁴

1.1 対象地域1は、EU内の後進地域(所得が低く失業率の高い後進農業地域、インフラストラクチャー整備の立ち遅れている地域)を対象とする(注7)。一人当たりGDPはEU平均の75%以下の地域とされており、1993年からは旧東ドイツ地区あるいはイギリス等の国で過去においては高度に工業化していた地域が対象とされた。

1.2 対象地域2は、EU内の産業衰退地域(旧産炭地域、製鉄業地域、造船業地域、繊維産業地域等)における経済構造転換を対象とする。対象地域は、①過去3年間の平均失業率がEU平均より高いこと、②全体の雇用での工業の雇用率がEU平均より高いこと、③最近の5年間の雇用損失、を考慮して加盟各国の提案に基づいて作成された。

1.3 対象地域3は長期間失業者、青少年、雇用市場から除外されている人々の雇用促進及び男女雇用均等化の促進を対象とし、対象地域4は産業構造転換から取り残された人々の職業再教育を対象とし、ESFによる補助が行われる。

1.4 対象地域5-aは、農業の近代化と水産業の構造調整を対象とする。

1.5 対象地域5-bは、地方の発展と構造調整の促進を対象とする。

加盟各国の提案に従って、①全体の雇用で農業雇用の割合が高いこと、②農業所得のレベルが低いこと、③低い人口密度・著しい人口減少傾向、の3つの判断基準のうちの最低2つに該当する非都市(rural)区域が選定された。遠隔又は不利な区域、EUの農業漁業に係る共通政策の改革、環境の影響、資産と労働者年齢の構成及び漁場部門の再編成による社会

¹ ERDF について規定した Council Regulation(EEC) No 4254/88)の第 10 条に記載されていることから、第 10 条手段と呼ばれることがある。文献 1 によれば、1995 年から 1999 年の期間について承認されたパイロットプロジェクトは、162 件ある。

なお、ESF、EAGG及びFIFGについても同様の規定がある。

² 文献 2、P-27による。

³ http://www.inforegio.org/wbpro/prord/guide/gui34_en.htmから引用した。

⁴ 15ページ地図参照。

的及び経済的影響の受けやすさが勘案された。

1.6 対象地域6は、1995年のオーストリア、フィンランド及びスウェーデンの加盟時に追加されたもので、スウェーデン及びフィンランドの過疎地帯を対象としている。

表1 1994年から1996年までの国別対象地域別の構造基金配分予定額

単位：百万エキュ(1994年価格)

	対象地 域1	対象地 域2	対象地 域3及 び4	対象地 域5 a	対象地 域5 b	対象地 域6	C I	合計
ベルギー	730	342	465	195	77		287	2,096
デンマーク		119	301	267	54		102	843
ドイツ	13,640	1,566	1,942	1,143	1,227		2,206	21,724
ギリシャ	13,980						1,151	15,131
スペイン	26,300	2,416	1,843	446	664		2,774	34,443
フランス	2,190	3,774	3,203	1,933	2,238		1,601	14,939
アイルランド	5,620						483	6,103
イタリア	14,860	1,463	1,715	814	901		1,893	21,646
ルクセンブル グ		15	23	40	6		20	104
オランダ	150	650	1,079	165	150		421	2,615
オーストリア	162	99	387	380	403		143	1,574
ポルトガル	13,980						1,058	15,038
フィンランド		179	336	347	190	450	150	1,652
スウェーデン		157	509	204	135	247	125	1,377
イギリス	2,360	4,581	3,377	450	817		1,570	13,155
合計	93,972	15,360	15,180	6,916	6,862	697	14,051	153,038

2. 共同体主導(CI)

1994年から1999年を対象期間とするCIには、約140億エキュが配分予定であり、次の事業が含まれる。

PESCA：漁場に依存する遠隔区域の経済多様化事業に3億エキュが配分される。

SMEs：中小企業⁵の技術革新、会社間協力、品質管理の推進を目的とし、対象地域1地域に8億エキュ、他地域に2億エキュが配分される。

Konver、RecharII、Resider II、RETEX：防衛、石炭、鉄鋼及び繊維産業の転換により影響を受けた区域での経済多様化事業（衰退工業地域の回復、企業会計監査、新しい活動の推進）について、問題となる産業での雇用の減少が生じている地域を対象とし、主に対象

⁵ 中小企業は、①従業員250人未満、②売上高4千万エキュ未満で、資産総額2.7千万エキュ、③他の1ないし複数の企業に資本または経営権の25%以上を保有されていない企業とされている。

地域 2 に 23 億エキュが配分される。

ADAPT：変化の著しい産業における職業訓練及び雇用創出のため、全地域を対象に、14 億エキュの支援を行う。

REGIS II：カナリア諸島、アゾレス諸島、フランス海外領土という遠隔地域の均衡ある開発に寄与するため、6 億エキュが配分される。

URBAN(都市)：約 50 の衰退する都市区域について、新しい活動の提案、生活の質の向上を目指した先駆的事業に 6 億エキュが配分される。

LEADERII：非都市の区域において、技術革新を促進し、普及するため、経験とノウハウの交換を目指し、対象地域 1 地域に 9 億エキュ、対象地域 5b 地域と隣接区域の非都市区域に 6 億エキュが配分される。

Interreg II：海上区域及 EU の境界区域（南及び東ヨーロッパ）を含む区域における国境を越える協力で 29 億エキュが配分される。

3. パイロット事業

1995 年から 1999 年に、地域開発担当者の協力と経験交流を進める経済社会開発の新たなアプローチを開発することを目的として、4 億エキュがパイロット事業に配分される予定である。

パイロット事業は、①新規雇用、②文化及び歴史遺産、③技術革新の推進 (RIS/RITTS)、④情報社会、⑤地域または空間計画(TERRA)、⑥都市開発(Urban development)、⑦ EU 域内地域間協力(RECITE II)、⑧ EU 域外との地域間協力(ECOS-Ouverture II)に分類される。

1989 年から 1993 年に行われた都市に関する 33 パイロットプロジェクト(第 1 期)の成果を踏まえて 1995 年から 1999 年の CI に「都市」という項目が設置され、70 以上の都市における合計 8.91 億エキュの事業に発展した。1999 年 12 月までの間の第 2 期都市パイロットプロジェクトについては、1995 年 11 月末の提案募集に対応して提出された 503 の提案から委員会が 26 のプロジェクトを 1997 年 7 月に承認した。総事業費 1, 632 億エキュのプロジェクトが現在実施されており、ERDF は総費用の 40%(63.6 百万エキュ)を負担することとされている。（注 9）

第 2 節 ERDF 対象事業の策定

1. 対象事業の選定

ERDF の申請を目的とする開発計画は加盟国政府から委員会に提出される。ERDF 及び ERDF 事業に関連の深い ESF の対象事業を選定する際の優先事項を示す。

1.1 生産への投資

ERDF は、①産業又は観光関連活動（ホテル業等）を含むサービスに関連すること、②新規雇用の創出、近代化及び順応化による既存の雇用の維持を促進すること、に用いられる。

ERDF は、国家、地域(regional)又は地方(local)当局により実施される地域支援手段を部分的に財政支援するとともに、国家当局による国家又は地域の投資支援手段の設定を支援す

ることとなる。支援は、①地域又は国家の公的投資援助計画が存在しない地域への直接投資（国家又は地域当局の財政支援が前提となる）、②特定産業の私的投資プロジェクトへの支援、③中小企業への新技術関連装置の導入、④中小企業への高度な電気通信システム及びエネルギー関連能力を改善する施設の導入、という形態でも実施される。

1.2 公共の利益に資するインフラストラクチャーと施設

地域開発に必要なインフラストラクチャーの整備における ERDF の活用では、①欧州横断の輸送、エネルギー及び電気通信ネットワーク、②公共団体により促進される公共の利益関連活動、③孤立区域との連絡に関連するアクセス道路、橋、空港、電気通信などのプロジェクト、④義務教育システム以外の職業訓練インフラストラクチャー、⑤下水及び排水処理設備など環境改善プロジェクト、⑥実験センター、共同試験センターなどの企業発展を助成するプロジェクト、⑦観光開発をめざしたプロジェクト、が優先される。

なお、スポーツ、社会的又は文化的なインフラストラクチャーは、テニスコート、ゴルフコース又は会議センターなどの観光開発の目的でなければ一般に除外される。

1.3 自発的開発

ERDF は、地域における自発的な能力開発を目指しているビジネス、主に中小企業の支援を優先し①ビジネスの再編成と近代化、②現代的生産(modern production)又はマーケティング技術の導入準備のための中小企業スタッフの臨時募集、③中小企業と技能企業(craft enterprise)のための公的補助サービスの提供、④技術センターの開設、⑤市場、科学技術情報の配布等のビジネス情報サービス、⑥研究所又は大学と企業、企業と中小企業とのコンタクトを容易にするテクノロジーパークの運用、⑦新しい通信手段へのより容易なアクセス、⑧センター・オブ・エクセレンスと新しい技術のデモンストレーション、⑨技術革新に投資する資金の供与、について支援が実施される。

1.4 職業訓練

人的能力を開発することは地域開発の重要な要因であり、ESF により、①適格な地域の開発計画と連動した職業訓練活動への資金供与、②差別の排除、職業指導手段及び新しい代替雇用の創出、として実施される。

また、対象地域 3 及び 4 地域では、①失業者又は特に産業の構造転換による失業のおそれのある者、②中小企業従事者についても、ESF の対象として適格となる。なお、対象地域 1 の優先地域においてのみ、若年実習生又は職業訓練コースの若年者、25 歳以上の長期間失業者についての雇用確保計画を対象とすることができるとされている。

2. 計画策定、審査及びフォローアップ

ERDF の補助を希望する地域団体は事業計画素案を策定し、国の権限を有する当局との調整を経た案が、委員会第 16 総局(DGXVI、地域政策局(Regional Policy and Cohesion))に提出される。委員会は申請国の計画に基づき当該国の権限を有する当局と緊密な調整を行い、EU が支援策を共同体支援策(Community support framework、CSF)としてまとめ、加盟国に事

業実施手順が策定され事業が実施されることとなる。一連の手順を表3に示した。

計画策定及び委員会による審査における重要なポイントとして、①計画実施地域における関係者の連携(partnership)の形成、②EUからの補助金に対応する自主財源(通常 matching fund と呼ばれる)の確保、③新規雇用数等の計画の実施によって達成すべき明確な数値目標の設定がある。また、ERDF による支援は付加的なものであり、当該加盟国が行う財政措置に代替するものではないという付加性(additionality)の原則が適用される。基金の支援を受けている ERDF 対象地域について、当該加盟国は当該地域に対して実施していた公共投資等のレベルを引き下げないことが前提条件となる。

ERDF を申請する際の事業計画には、4 ないし 5 の優先分野(priority)、各優先分野をより詳細に記述した 2 ないし 5 の施策(measure)とそれに対応する新規雇用創出数等の具体的な数値目標、充当される ERDF の額が記載される。雇用創出に直結する職業訓練については、ERDF と ESF が一体として活用されることが多く、このような場合は ESF の額も記載される。構造基金の補助率については、所要額全体の 50%以下(対象地域 1 地域については 75%以下)、公的支出(public expenditure)の 25%以下(対象地域 1 地域については 50%以下)とされている⁶。

プロジェクトの優先分野を 1.1 から 1.4 に示したが、住宅(housing)、教育、店舗(shops)、社会福祉に関するもの、大企業(large enterprise)、金融(finance)に関するものは対象にならないという除外分野が存在する。

プロジェクトに対する ERDF 補助額が、生産投資(productive investment)については 15 百万エキュ以上、インフラストラクチャー投資については 25 百万エキュ以上の場合には大型プロジェクト(major project)と呼ばれ、基金の対象事業とするか否かについては、委員会で直接審査される。この 2 つの補助額に満たない規模の事業は計画を作成した地域団体が、該当する施策に配分された金額の範囲内で、当該事業に対し基金による財政援助を行うか否かを決定する。従って、個別事業のうち委員会で直接審査される事業は多くないが、委員会に提出された計画の変更は多い。たとえば、対象地域 2 に対応する 82 の計画について、1996 年に 101 の変更がなされ、このうち 76 の修正は補助総額の変更、実施時期の先送りなどがなされ、8 回変更された計画もある。

事業実施に際しては、監視委員会が設置され、計画策定に定めた目標の達成状況が議論され、計画の終了時に当該国による評価が義務付けられている。事業実施中あるいは終了後に委員会第 16 総局の担当部署等による会計検査が行われる。このような検査の際に、たとえば、EU の物品購入手続が遵守されていないことが確認されれば、補助は中断され、補助済みの金額を返済することが求められることとなるが、委員会のイギリス担当あるいはドイツ担当課長の話によれば、従来の補助金使用については、このような問題のあった事例はなかったということである。ただし、基金補助による成果の評価については両課長と

⁶ ERDFの補助率は、地域の開発問題の深刻さ及び事業実施者の自主財産確保能力に依存し、港湾や空港などの収入をもたらすインフラストラクチャー整備の場合は、20又は25%になることもある。また、全費用についての補助率には特例があり、結束基金対象国(ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スペイン)については80%以下、カナリア諸島、マディラ、アゾレス、フランス海外県及びギリシャの離島については85%以下とされている。

表3 構造基金の申請から交付までの手順

段 階	内 容	スケジュール
(1) EUと加盟国の協議による対象地域の決定。		
(2)地方の当局、経済界、地域社会と連携した加盟国による計画策定。	計画の内容 ・現状、発展可能性及び問題点の記述。 ・国及び地域の支援策等の現状。 ・数値目標及び財政制度を含む開発戦略。 ・期間及びEUの支援策を含む事業概要。	加盟国は4～6ヶ月以内に提案を策定する。提案は、計画(plan)という形式あるいは政策の詳細を記載した統合計画文書(single programming document, SPD)の何れでもよい。 CIについては、EUの広報に募集が掲載されてから4ヶ月以内に提案を策定する。
(3)委員会と協議された計画文書。	1. EUの支援策(期間、優先分野、予算配分)を規定した共同体支援策(CFS)。 加盟国は、EUの支援形態(注)に基づき、事業実施手順を作成し、協議を行う。 2. CFSと事業実施手順を記載したSPD。 3. CI。	加盟国が提案してから6ヶ月以内に委員会により受理される。
(4)計画の公表並びに地方政府及び地域社会が参加する地域監視委員会の設置(手続きの詳細は加盟国が定める)。	開発計画の実施：業者選定、入札、評価、監視への参加募集。	CSF、SPD及びCIが採択されると、直ちに開発計画が開始され、これらの文書に記載されている全期間にわたり継続される。
(5) 加盟国からの申請に基づくEUの支払額の決定。	毎年あるいは2年以内の事業で4千万ユーロを越えない金額の支払い。	適正な申請がなされてから6ヶ月以内。
(6) 支払 状況に応じ、EU支払額の50%までの前渡。 EU支払額の80%までの前渡。 残額の支払い。	毎年の支払額あるいは2年以内に終了する事業で4千万ユーロを越えない支払額に基づく。 事業の開始及び最初の前渡額の半分以上を支出した明白な証拠に基づく。 領収書及び事業実施報告書の受理等の明確な事業完了の証拠に基づく。	的確な申請後2ヶ月以内。 的確な申請後2ヶ月以内。 的確な申請後2ヶ月以内、当該年の翌年あるいは当該年の事業完成後の6ヶ月以内。
(7) 加盟国による評価の義務付け。	EUにより支援された計画、事業及びプロジェクトについての一般的あるいは特定の効果についてのマクロ経済及びミクロ経済的指標を用いた分析。	毎年及び3年毎の欧州議会、経済社会委員会及び地域委員会への報告とその公表。

注 支援形態は次の5通りがある。

①複数年度の事業計画(OP(operational program)、CI、SPD)、②大型プロジェクトについての個別の申請、③包括的融資、④EUの競争規則に適合する加盟国の企業支援への部分的支援、⑤技術支援、研究、デモンストレーションプロジェクト。

も困難な点が多いと述べており、委員会、地域政策担当者、住民、研究者の間で広範な議論が行われている模様である(注 10)。

3 イングランド及びドイツにおける計画策定、審査状況

加盟国内における計画策定プロセスには、それぞれの特徴があるようである。たとえば、ギリシャ、アイルランド、ポルトガルの作成する計画にSPDはないが、フランス、イギリスの計画のほとんどすべてがSPDとなっている。⁷

以下では、1998 年 11 月の調査の際に訪問したイングランド及びドイツにおける計画策定、委員会における審査の状況を中心に説明する。

委員会における ERDF に関する審査は第 16 総局(D G 16)が国別に対応し、イギリス、ドイツ及びフランスの案件を一つの部(Directorate D)が審査している。スタッフは一国の特定地域の全案件を審査しており、国主導に限らず C I 案件も担当し、特定地域の ERDF に関連する開発計画全体を把握する体制となっている。

イギリス担当課(D 3)は 10 人のスタッフから構成されている。ドイツ担当課(D 1)には 16 人のスタッフがあり、Hötte 課長によれば、旧東ドイツ地域の予算額が大きいことに配慮して地域別の人員配置を行っているということである。

イングランドにおいては、環境運輸地域省(DETR)、教育雇用省(DEE)、貿易産業省(DTI)の地方出先機関を統合した 10 政府事務所(Government Office)⁸がそれぞれの地域の計画を SPD 案としてまとめ、DETR を通して委員会に提出している。政府事務所に申請される ERDF 対象地域における個々のプロジェクトの採択は採点方式(scoring system)に基づく評価により実施している。イーストミッドランドの判定基準を見ると、12 の中核的基準にすべて適合したプロジェクトについて、各施策(100 点満点)に関連する基準(5～50 点満点)についての得点を記載し、全得点を合計し評価が行われている。

ドイツにおける計画の作成は州により異なっている。旧西ドイツ地域については予算額が少ないこともあり州がまとめた計画を、ブレーメン州担当者によれば、連邦経済省がそのまま委員会に提出している。旧東ドイツ地域については、対象地域 1 としての総額 579 億エキュ(1994-1999)の予算措置が 1994 年に一括して委員会に承認され、予算額が極めて大きいこともあると考えられるが、ブランデンブルグ州担当者によれば、6 州と連邦経済省が協議調整を行った計画が委員会に提出されている。

4. 都市プロジェクト

中心市街地の再活性化に深く関係した CI には「URBAN」(以下、「都市プロジェクト」とする)がある。CI 事業は国主導の対象地域に含まれない地域においても実施可能で、委員会から示される提案に対応して、比較的短時間に計画を策定し委員会に提案することが求められる。都市プロジェクトについては、欧州委員会から ① 1994 年から 1999 年の期間に 50 程度の都市を対象とする(1994 年 6 月)、② 1996 年から 1999 年の期間に 20 程度を追加する(1996 年 5 月)、という提案がなされた。

⁷ 文献2、27ページによる。

⁸ 16ページ、イングランド内の政府事務所の管区図参照。

「都市プロジェクト」の目的は、都市部において経済的な衰退による深刻化する社会的問題を、都市を再活性化することで問題を解決しようとするプロジェクトを推進することである。

例えば、貧しい生活環境は個々人にさまざまな問題を引き起こすことになり、それが引き金となって社会的な犯罪を引き起こすことになりかねないし、就労の機会が少ないことは反社会的な行動を生み出しやすくする。こうした悪循環が都市部において顕著になってきているので、この悪循環を断ち切ることを目的としている。

プロジェクトの中にはインフラ整備や既存施設の再利用なども含まれ、また失業問題の解決（EUの各加盟国は長期の高い失業率の問題に直面している）、環境問題の改善には特別の配慮を払っている。

EUが想定している都市プロジェクトの対象都市は、⁹

- ①原則として人口10万人以上の中規模都市。
- ②対象地域1に位置する都市。
- ③長期的な都市対策の一部として実施されている革新的な計画を優先する。

実際にプロジェクトを実施している118地区の状況を要約すると次のようになる。¹⁰

- ①全体の43%のプロジェクトが、豊かな都市生活から排除されている都市の核心地区（core of urban district）付近の地域（inner-city areas）で実施されている。
- ②プロジェクト全体の5分の1が、歴史的文化的価値があるが放置され荒廃している文化遺産都市の中心部（historic city centers）で実施されている。
- ③プロジェクト全体の3分の1以上が、都市の周辺地区（peripheral areas）で、大規模な公営住宅地や工場跡地で治安が悪く、交通アクセスが悪い地域で実施されている。
- ④高失業率、老朽化した都市建造物（urban fabric）、住宅問題に直面している都市が多い。
- ⑤全体の事業費のうち、対象地域1に57%、対象地域2に27%が配分されている。

なお、ドイツでは、各都市プロジェクトについての計画の連絡調整を行い、委員会と交渉を行い、ERDF獲得に成果を上げているアーバンネットワークという組織がある。アーバンネットワークについては第3章で述べるが、ドイツにおいてもこのようなERDFの予算獲得に向けたネットワークは他にないということである。

⁹ Commission Communication to the Member States URBAN(96/c 200/04)II Definition of eligible areas for the purpose of urbanを参考とした。

¹⁰ <http://www.inforegio.cec.eu.int/urban/initiative/src/intro.htm>を参考とした。

注1 一つの欧州を目指した欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) が 1951 年のパリ条約により発足し、欧州経済共同体 (European Economic Community, EEC) と欧州原子力共同体 (ユーラトム) が 1957 年のローマ条約に基づいて発足した。これらの 3 共同体の執行機関を統合した欧州共同体 (European Community, EC) が 1965 年のブラッセル条約に基づいて設立された。1986 年には域内の市場統合統一市場を目指し、欧州議会の権限を強化し、ローマ条約を抜本的に改正する 1986 年の単一欧州議定書 (The Single European Act) が採択された。これらの 40 年近い実績を踏まえて 1992 年に策定されたマーストリヒト条約 (正式には Treaty on European Union (TEU) であるが、マーストリヒトで採択されたため、このように呼ばれることが多い。) が発効し、特定分野で政府間協力を図りながら経済通貨同盟を目指す欧州連合 (European Union, EU) が誕生した。1999 年 1 月 1 日から、単一通貨ユーロ (EURO) を導入するユーロランド (EURO-land) が、15 の EU 加盟国のうちの 11 カ国の参加により発足し、2002 年 1 月 1 日からはユーロの紙幣、硬貨を用いられる。EU の主要な機構には、立法機関に相当する人口に応じて選出される欧州議会 (European Parliament、議会 (注 7))、各国の行政機関の代表から構成される閣僚理事会 (Council of Ministers) (注 4)、行政機関に相当する欧州委員会 (European Commission) (注 6)、司法機関に相当する欧州裁判所 (Court of Justice) がある。

注2 1998 年末まではエキュ (ECU) と呼ばれていた EU の通貨ユーロ (EURO) は約 130 円 (1999 年初) に相当する。本報告で金額を記載する際は文献等に示されている現地通貨を用いた。なお、構造基金は多年度予算で予算執行中に多くの修正がなされること、金額は通常〇〇年価格という表現で示されるため、資料の作成時点により数値が異なることが少なくないことに留意されたい。

1993 年から 1999 年の EU 予算は、域内 GDP に基づく上限が年毎に定められている。委員会の作成した資料 (SEC(99)150-EN) によれば、1998 年及び 1999 年の配分ベースの予算 (total appropriations for commitments) は次の通り (単位: 百万エキュ) で、ここに示した予算項目ベースでは財源に示した支払ベース (total appropriations for payments) の合計金額と一致しない。

予算項目	1998 年	1999 年
農業関連	43,263	45,188
構造対策	33,461	39,025
対内政策	6,003	6,386
対外政策	6,201	6,870
事務経費	4,541	4,723
予備経費等	1,275	1,192
合 計	94,744	103,384

これらの財源としては次の 4 項目がある。

項目	1998 年	1999 年
加盟国の徴収する付加価値税の一部	32,752.8	30,374.2
加盟国の GNP 規模に応じた負担金	35,405.2	39,260.0
欧州連合への輸入品に対する関税	11,144.3	11,893.9
農業課徴金	1,670.9	1,921.0
その他	624.1	630.6
合計	83,529.2	85,557.7

なお、付加価値税(VAT)について、1998年は全体額の1.4%とされていたが、1999年以降は1%となるとされている。

予算項目中の構造体策を対象地域及び基金別に示すと次のようになる。

	EAGGF	FIFG	ERDF	ESF	合計
対象地域 1	2,573	473	11,580	5,378	20,004
対象地域 2			2,942	673	3,615
対象地域 3				2,190	2,190
対象地域 4				914	914
対象地域 5 a	1,530	333			2,409
対象地域 5 b	1,008		1,013	388	2,409
対象地域 6	53	2	111	68	234
小計	5,164	808	15,646	9,611	31,229
C I					4,256
結束基金					3,118
その他					1,206
総計					39,025

注3 欧州連合理事会は加盟国の閣僚会議で、毎月1回開催される総務(General Affairs)、経済財政理事会、毎年2～4回開催される農業、運輸、環境理事会等の25以上の異なる種類の理事会がある。また、加盟国政府の最高責任者(Head)及び欧州委員会委員長が出席する欧州理事会(European Council、European Summit)が年2回以上開催される。欧州理事会は閣僚レベルでは解決困難な問題を取り扱い、欧州統合の道筋を模索するとされている。

閣僚理事会は多数決により意思決定を行うが、特定多数決(qualified majority)が要求される案件における加盟国の投票権は、ドイツ・フランス・イタリア・イギリス10票、スペイン8票、ベルギー・ギリシャ・オランダ・ポルトガル5票、オーストリア・スウェーデン4票、アイルランド・デンマーク・フィンランド3票、ルクセンブルグ2票とされている。特定多数決の案件のうち、委員会の提案については87票のうち62票以上の獲得が必要とされ、その他の案件については10加盟国の62票以上の得票が必要となる。共通外交・安全保障政策や司法・内務協力に関する理事会の評決は、全会一致が原則となっている。なお、理事会の活動を支える組織として、事務局長、10局長、法務官以下、約2,300人からなる事務局がブラッセルに置かれている。

注4 理事会規則(Council Regulation)のうち、ERDFに関連が深いものに、構造基金全体について規定したCouncil Regulation(EEC) No 2052/88(最終改正 No 2081/93)、各種構造基金の調整について規定したCouncil Regulation(EEC) No 4253/88(最終改正 No 2082/93)、ERDFについて規定したCouncil Regulation(EEC) No 4254/88(最終改正 No 2083/93)がある。

注5 欧州委員会は欧州連合の行政府に相当する。委員長(President)を含めた20人の委員(Commissioner, Member of Commission)は、15の加盟国の5 大国(ドイツ、スペイン、フランス、イタリア、イギリス)から各2名、その他の10国から1名選出され、任期5年で再任が可能である。

委員会は23の総局(Directorate-General)と約15のそれに準ずる機関からなり、約15,000人の職員を擁する。委員は1以上の総局を担当し、各総局長は日本の官庁の事務次官に相当する。構造基金及び結束基金を担当している第16総局(DG XVI, Directorate-General for Regional Policy and Cohesion)に、AからGの局(directorate)が置かれ、A局が企画立案(パイロット事業を含む)、B、C及びDが加盟国の計画の審査等、E局が結束基金、F局が財務及び情報、G局が調整評価を行っている。

委員会はマーストリヒト条約の規定が実行されることを確保するため、①新規立法の提案、②加盟国がEUの立法を適切に運用しているかの確認、③欧州連合の予算の執行、を行っている。

① EUの機構の中で委員会だけが法案を提出する権限を有している。委員会の提案が理事会及び欧州議会に受理された後、理事会は委員会の同意があれば特定多数決により、委員会の同意がなければ全会一致で修正が可能である。

② 委員会は、条約の義務を履行しない団体に対する措置、EUの指令(directive)を自発的に導入しない加盟国の欧州裁判所への提訴、EUの法律(law)で認められていない加盟国の補助金の監視を行い、各国民が市場統合による利益を得ていることを確認する。

③ 委員会は構造基金の運用を行うとともに、競争、農業及び貿易政策等の分野では理事会の同意無しで決定を行うことが出来る。

注6 欧州議会は、1952年に6 加盟国(ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ)の142議員で開設され、1973年に3 国(デンマーク、アイルランド、イギリス)の加盟、1979年に普通選挙(general suffrage)の導入、1981年のギリシャの加盟、1986年のスペインとポルトガルの加盟、1994年のドイツ統一、1995年のオーストリア、フィンランド及びスウェーデンの加盟により、現在の議員数は626となっている。

1986年の単一欧州議定書さらにマーストリヒト条約により、欧州議会の権限が強化され、単一市場、社会政策、経済的・社会的結束、研究、欧州横断ネットワーク、消費者保護、教育、文化、公衆衛生の領域では理事会と対等な立場で規則と指令を採択する権限を付与されている。なお、国際協定、加盟国の増加、欧州議会選挙手続き、欧州市民の居住権に関する決定について、理事会は欧州議会の同意を得なければはならないとされている。

注7 通常はフランスのレジオン、イギリスの複数カウンティに対応するNUTS 2地域(NUTSとは Nomenclature of Territorial Units for Statisticsの略で、欧州連合の統計で用いる区域の単位をいう。NUTS 1が最も広く、NUTS 3が最も狭い。ドイツではNUTS 1が州(Land、「邦」ということがある)、NUTS 3は郡(Kreis)に対応する)を対象とする。対象地域1の対象地域(1994-99)を次に示したが、ギリシャ、アイルランド及びポルトガルはすべての地域が対象となる。なお、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル及びスペインについては結束基金からも同額の補助を受け、1992年から1999年までに割り当てられたERDFの合計額の二倍の補助を受けることができる。

ベルギー	エノー
ドイツ	新しい5州、東ベルリン
スペイン	アンダルシア、アストリアス、カナリア諸島、カスティリア-ラマンチャ、カスティリア-レオン、セウタ、メリリヤ、エストレマドゥラ、ガリシア、ムルシア、バレンシア
フランス	海外県及びコルシカ島、アペーヌ、ドゥエー及びバランシェンヌの郡
イタリア	アブルッツォ(1994-96のみ)、プーリア、バジリカータ、カラブリア、カンパーニア、モリーゼ、サルディニア島、シチリア島
オランダ	フレボランド
オーストリア	ブルゲンラント
イギリス	北アイルランド、マージサイド、ハイランド、島嶼部事業区域

注8 対象地域の単位として、NUTS 3地域（イングランド及びウェールズのカウンティ、スコットランドのリージョンに対応する）を用いることが多い。

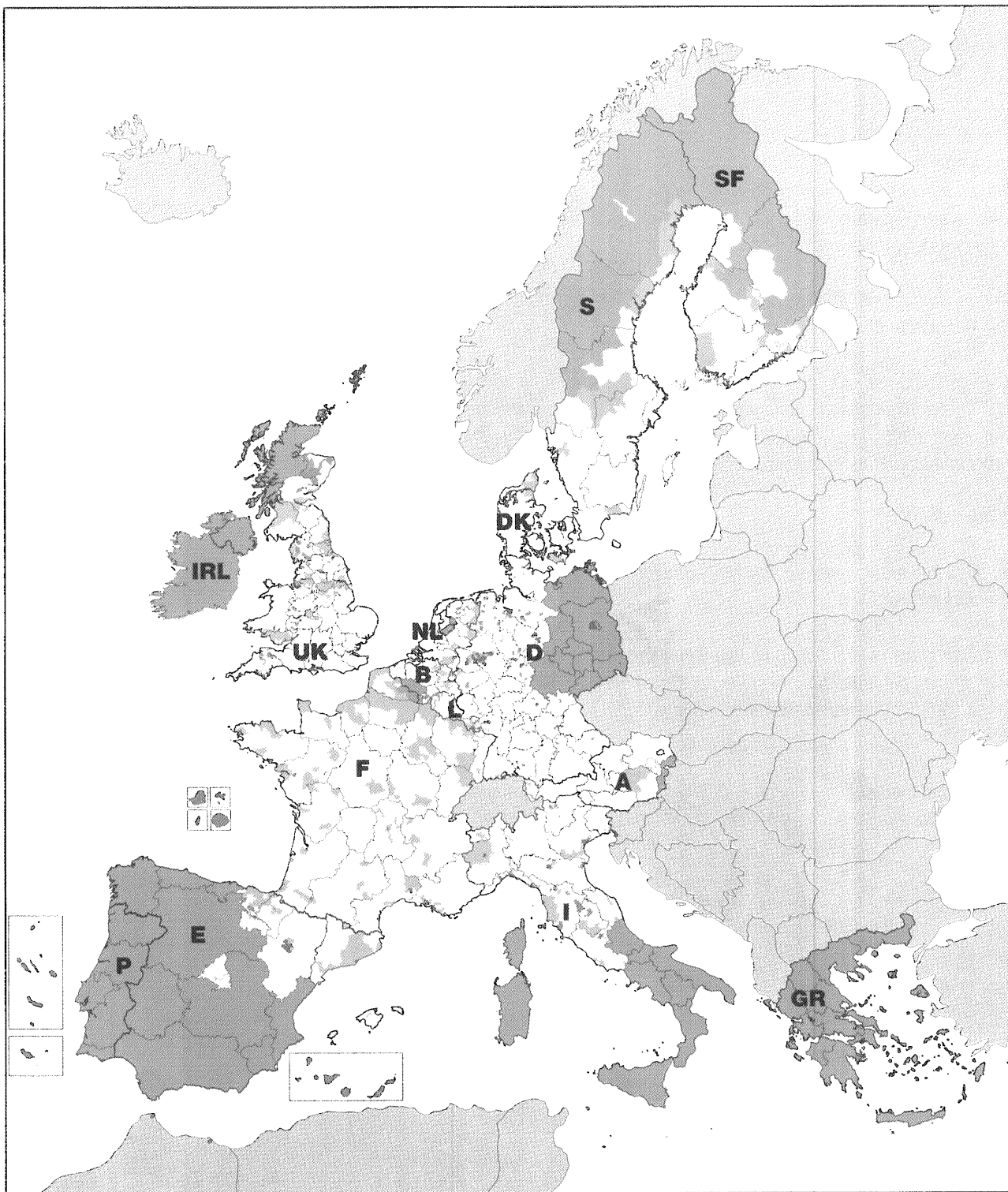
注9 ブラッセル市内で実施中のパイロットプロジェクトの概要を簡単に紹介する。

「Recyclart」と呼ばれるこのプロジェクト(1998-1999)は、ブラッセル市により計画され、全予算の30%に当たる179万エキュがEUから支援されている。

ブラッセルのMidi駅とNord駅を結ぶ区間に40年ほど前に鉄道とChapelle駅が建設され、地域分断問題が生じている。多くの放置建物が無人化し、空地が目立つ地域であり、市の中心部と地理的に近いにも関わらずアクセスが不十分な状況にある。とくに、若年層の失業、低い教育水準に加え、若年層を対象とした文化活動が欠如している。Chapelle駅構内にプロジェクトの事務局として「Recyclart Centre」(125 m²)が、1998年の初めに設置され、エンブレヒト氏を長とする5人の事務局員が活動を開始している。

すでに、若年芸術家に提供した駅構内の通路等の壁面のすべてに絵画が描かれている。また、若いミュージシャンへのリハーサル場所の提供、リサイクルショップの開始、グラフィックアーティストへの展示場所提供を予定している。将来的には、放置された建物の改築、空地への建物の建設、職業訓練プロジェクトの開始が計画されている。これらの措置により、新規雇用の創出、経済活動水準の向上、地域環境の改善により、当該地域の生活の質が向上することが期待されている。

注10 評価に関する文献として、委員会第16総局編集のGuide to Cost Benefit Analysis of Major Projects in the Context of EC Regional Policy 1997 edition、http://www.inforegio.org/wbdoc/docgener/guides/cost/cost_en.htm）、会計検査院のSpecial Report No15/98 (Official Journal of the European Communities C347/1 -47)、会議記録にSeville Conference on Evaluation (1998年5月実施、http://www.inforegio.org/wbdoc/docconf/seville/sevil_en.htm)がある。



- Objective 1: structural adjustment for regions whose development is lagging behind;
- Objective 2: economic and social conversion of industrial areas in decline,
 - Objective 2 partially eligible;
- Objective 5b: diversification of vulnerable rural areas,
 - Objective 5b partially eligible;
- Objective 6: development of sparsely inhabited regions.

Map showing Boundaries of the New Government Offices for the Regions



第2章 イギリスにおける地域政策

第1節 地域政策の概要

1. イギリスにおける地域政策

イギリスにおける地域政策の特徴として第一に挙げられるのが雇用に関する問題であり、特に都市労働者の就業機会の確保が最優先課題としてどの時代においても常に取り上げられてきている。このことは、地域格差の解消などにおいて失業水準が最も有力な指標とされてきたことから明らかである。

第二に、この局地的な失業問題の改善策の中心として、産業革命においては牽引車的な役割を果たしてきた北中部等の衰退地域における産業構造の多角化、域外からの成長産業の誘致が挙げられる。

第三に、かつて繁栄を極めた地域の振興が主たる課題であるため、インフラストラクチャーの整備よりも産業への直接的関与（企業への補助、融資、工業団地の提供等）に主力が注がれてきていた。

第四に、1970年代半ばまでは、企業の立地規制が中心的な施策であった。1947年に都市農村計画法（Town and Country Planning Act）が制定され、工業の厳しい立地規制が大都市部で行われ、長い間、工業の地方分散が促されてきた。

しかしながら、1979年にサッチャー政権が登場するとともに、従来の地域政策も他の政策同様ドラスティックな方向転換が行われた。1980年にはエンタープライズ・ゾーン¹が導入され、1981年にはロンドンドックランズ地域を代表とする都市開発公社（Urban Development Corporation）²が設立され、1982年に工業開発許可証制度（Industrial Development Certificate）が廃止されるなど1980年代は中央政府主導による民活型の地域政策が積極的に展開された。

その後、シティ・チャレンジやアーバンプログラムなど公共セクターと民間セクターとの連携・協同を重視する地域振興策が主流となり、1994年にはこれまで担当省庁も別々であった20の地域振興に関する補助金を統合した地域振興予算（Single Regeneration Budget : SRB）³が導入され、環境運輸地域省（Department of the Environment, Transport and the Regions: DETR）が一元的に管理することとなった。

このような状況下にあるイギリスにおいて、これまで地域政策の重要な推進役として多くの地方自治体に活用されてきたのが構造基金である。

¹ Enterprise Zone : エンタープライズゾーンに指定されると10年間に限って、地区内の事業者に対する税制の優遇、迅速な計画許可、補助金などの支援策の実施が担保される。

² Urban Development Corporation : 都市開発公社と通常訳されている。都市開発公社は、都市開発地区における開発計画の策定、計画許可、都市開発事業の実施という地方自治体が本来有していた3つの権限を持っている。

³ SRB : 単一地域振興予算は、5つの省庁が担当していた20の地域振興に関する補助金を統合したもので、地域における官民のパートナーシップによって、地域の再生を目指す事業に対して支援するものである。事業申請等の取りまとめも政府事務所に一本化されており、地域振興に関する包括的な補助金と位置付けることが出来る。

2. イギリスにおける構造基金

イギリスは、構造基金から EU 全体の約 8% の財政援助を受けている。このうち、イングランドにおいては ERDF を DETR 及び貿易産業省 (Department of Trade and Industry: DTI) が共同で担当し、ESF を教育雇用省 (Department for Education and Employment: DEE) が、また、EAGGF を農水省 (Ministry of Agriculture, Fisheries and Food) がそれぞれ担当している。また、構造基金の実務的な管理等については、DETR、DEE 及び DTI の出先機関が統合されて出来た政府事務所 (Government Office for the region: イングランドに 9 カ所) が執り行っている⁴。

イギリスは 1970 年代以降、英国病と称されるほどの産業の衰退と特に若者やマイノリティの高い失業率などに悩まされ続けてきた。また、EU 平均に比べてもロンドン地域を除くとおおむね所得水準も低く、地域間格差の是正が大きな課題であった (この点は未だに解消されていない)。

このため、ERDF や ESF を活用して、インフラの整備や企業の誘致、さらには雇用の場の確保や職業訓練などの施策に取り組むことによって、地域の活力を取り戻すことが地域の最重要課題となっているといっても過言ではない。さらにイギリスでは地方自治体の財政規模は決して大きくなく (全公共支出の約 25% : 日本は約 65%)、いわゆるハード事業の経費に相当する資本支出も地方全体の財政規模のうちわずか 9% に過ぎないことから、構造基金はイギリスの地方自治体にとって地域振興の貴重な財源となっていることもまた事実である。

3. ERDF の対象地域

イングランドに投入された ERDF 資金は 1989 年から 1993 年までの間は年間、約 2 億ポンドであったが、1994 年から 1999 年までの間はおおむね年間 5 億ポンドと大幅に増加している。しかしながら、当初は 1 ポンド = 1.2 エキュ (ecu) のレートであったが、ポンドが大陸の通貨に比べて相対的に強くなり、現在では 1 ポンド = 1.5 ユーロと 20% も目減りしており、他の財源を新たに探さなければならないケースも生じている。

中央政府による財政的な制約が強いイングランドの地方自治体にとって ERDF の資金は大変魅力的なものであるが、全ての団体が活用できるわけではない。

対象地域 1 についてはイングランド内ではリバプール市周辺のマージーサイドが唯一指定されており (北アイルランド全土とスコットランド北部及び島嶼部も指定されている)、対象地域 2 はマンチェスターやバーミンガムなど産業革命の発祥の地として栄えていたが、現在は様々な問題を抱えている地域が多く指定されている。また、対象地域 5b は北部や西部などのいわゆるカントリーサイドが多く指定を受けている。

⁴ イギリスの ERDF 事業については、DETR と欧州委員会のイギリス担当課でかなりの調整が行われているようである。たとえば、イギリス担当の Curzi 課長によれば、1994 年に委員会の都市プロジェクト募集提案に対して、イギリス各地域で作成された計画の総数が 18 と多かったため、全体数については調整が行われ、6 都市の計画が承認された。イギリス全体では、北アイルランド、マンチェスター、ノッティンガム、シェフィールド、グラスゴー、スワンジー＝タウンヒル、パークロイアルの 7 都市であるが、北アイルランドの計画はアイルランド担当課が担当しており、イギリス担当課が関与する計画は 6 都市となる。

イングランドの対象地域2における構造基金の配分（単位：百万エキュ）

地域	1994-1996 年	1997-1999 年
ノースイースト	308	355
ウエストカンブリア	25	31
ヨークシャーアンドハンバーサイド	313	365
イーストミッドランズ	79	99
ウエストミッドランズ	371	441
グレーターマンチェスター、 ランカシャー、チェシャー	329	400
イーストロンドンアンドリーバレー	74	99
タネット	14	17
プリマス	29	36
合 計	1,542	1,843

（出典）DETR 資料

4. ERDF とマッチングファンディング(matching funding)

全体事業費のうち、ERDF などの構造基金からの財政支出以外のものをマッチングファンディングと呼んでいる。イングランドの場合、地方自治体の財政に関する裁量が少ないこともあり、また、構造基金が地方自治体と行政機関以外の様々な機関とのパートナーシップを重視していることから、事業を行うに当たっては様々な機関から財源を調達している。その主なものを挙げると以下の通りである。

- ・地方自治体の資本支出
- ・中央政府の補助金（特に ERDF の事業に協調的に支出されるのが SRB である）
- ・イングリッシュパートナーシップ（English Partnership）⁵
- ・TEC(Training & Enterprise Council) ⁶
- ・Rural Development Commission
- ・民間企業、民営化された団体
- ・ボランティア団体

5. イングランドにおける ERDF の具体的な活用事例

今回の調査では、イングランドにおける ERDF を活用した事業のうち、4 地区の視察を

⁵ イングリッシュパートナーシップは 1994 年に発足しており、官民のパートナーシップによって地域開発、地域経済の活性化、雇用機会の確保等を目的としている。SRB の資金を活用しており、地域ごとに組織化が図られている公的団体である。

（出典：<http://www.detr.gov.uk/annual98/annrep07.htm>）

⁶ TEC：経済及び産業振興のために、職業訓練と企業活動の支援を行う民間組織で、地域のビジネス団体がその主要な構成メンバーとなっている。イングランドとウェールズに現在 78 の組織がある。

（出典：<http://www.dfec.gov.uk/info/matecs.htm>）

行った。まず最初に訪問したロンドンのイーストロンドン&リーバレー(East London and the Lee Valley)地域では、いわゆるインキュベーター機能を有したビジネスセンターが地域の雇用の創出に貢献しているところを垣間見ることが出来た。また、次の視察地であるノッティンガム市では、共同体主導(CI)の「都市」プロジェクトの指定を受け、地域住民が中心となって地域の再生を試みるプロジェクトやアカデミックの側からのアプローチによって地域経済の活性化に取り組む試みについて調査を行った。

更に、第3番目のシェフイーールド市では、ERDFの中では珍しい、民間が直接の事業主体となって建設が進められているポピュラーミュージックの殿堂の中で直接、総責任者から話を聞く機会を得ることが出来た。最後に訪問したマージーサイド地域のリバプール市では、イングランドで唯一対象地域1に指定されているという厳しい経済情勢の中、官民が一体となって地域の再活性化のために取り組んでいる様々な事業が行われている現場の視察を行った。

それぞれの地域において、事業をとりまとめ、DETRに計画案(Single Programme Document:SPD)を提出する立場にある政府事務所の担当から当該事業の概要についての説明を受け、また、事業を担当する地方自治体や関係機関の職員から具体的な事業の進捗状況、今後の課題等について現地の視察を通じて聞くことが出来た。

いずれのERDF関連事業とも、イングランドの地域振興にとって最大の課題である雇用の確保と創出を主眼において進められており、また、その歴史的、地理的、そして社会的な条件の相違から、これらを日本の地方自治体がそっくりそのまま借用することは難しいと思われるが、その発想、地域における様々な関係者のパートナーシップ、事業展開、また、EU域内での予算獲得を巡る厳しい議論を経て採択されたことから、部分的には参考になるところが数多く見受けられるものばかりである。

第2節 イーストロンドン&リーバレーの地域振興政策

1. 地域の概況

イーストロンドン&リーバレー地域は、ロンドンの北東部、テムズ川北岸の6つのロンドンバラ(エンフイーールド(Enfield)、ハリンゲイ(Haringey)、ウォルタムフォレスト(Waltham Forest)、タワーハムレッツ(Tower Hamlets)、ハックニイ(Hackney)、ニューアム(Newham))から構成されその総人口は100万人を超える。このうち、対象地域2の対象となる67地区の人口は55万4,000人と全体の半分強を占めている。

この地域は、従来中小企業を中心とした工業地帯であったが、ここ20年来の産業構造の変化により、企業の倒産、事業の縮小等が相次ぎ、高い失業率に悩んでいる。

特に、1984年から1991年にかけて、これら6つのバラ(borough)で2万6,000人が職を失い、一時期、対象地域2の対象地域の失業率は20%を超えるに至った。

2. ERDF を活用したプロジェクトの紹介

2.1 地域における全体計画（SPD）の概要

イーストロンドン&リーバレー地域の経済を活性化するために、1994 年から 1996 年の第 1 期に続き、第 2 期の全体計画（1997 年から 1999 年）を策定し、現在、事業を進めている。この中では 4 つの優先事項(Priorities)とそれを実現するための 13 の手段(Measures)を掲げ、具体的な方策や数値目標等も明らかにしている。このことは、他の計画でも同様であり、目標達成の度合い等が監査委員会において監査されることになっている。

○ 4 つの優先事項と 13 の手段

優先事項 1 中小企業の成長と競争力強化の支援

- ・ 中小企業の資金調達に対する助言、支援等
- ・ 中小企業の施設の拡張と改良
- ・ 文化産業の分野における中小企業への支援
- ・ 先端産業の分野における中小企業への支援
- ・ 中小企業のニーズにあった人材開発

優先事項 2 BOA(Business Opportunity Area：事業機会提供地域)の用地、施設の開発と改良

- ・ BOA への投資が地域の雇用に与えるインパクトを最大化すること
- ・ 人材開発を通じて BOA から生じる雇用を地域住民に享受させること

優先事項 3 技術移転、技術開発、先端通信の支援

- ・ 技術移転、環境保全技術、技術開発
- ・ 先端通信
- ・ 先端技術の分野における人材開発

優先事項 4 コミュニティレベルの経済開発

- ・ 地域経済の開発
- ・ コミュニティレベルの人材開発

○ 主な目標数値

- ・ 12,900 人の新たな雇用の創出
- ・ 1,800 の新規事業の創出
- ・ 20,000 社の中小企業への助言
- ・ 165ha の荒廃地の改良
- ・ 13,500 人の職業訓練

なお、地域全体では 3 年間に 5,000 万ポンドの ERDF と 1,300 万ポンドの ESF が投入される予定であり、地方自治体をはじめ、イングリッシュパートナーシップ、TEC、中小企業、ボランティアセクター等様々な機関のパートナーシップにより事業が展開されている。

2.2 ウォルタムフォレスト地域の概要

今回調査を行ったウォルタムフォレストバラにおける対象地域 2 の対象地域は人口約 6 万 4,000 人で、そのうち 32.3%がマイノリティで占められている。また、人口の 3 分の 1 が生活保護を受け、失業率も 1997 年時点でも 12.1% (20 歳から 24 歳までは 18.1%) であり、イギリス平均の 1.8 倍と大変高くなっている。更に、そのうち、44.8%が 1 年以上の失業者であり、26.6%が 2 年以上の失業者と雇用問題は大変深刻化している。また、地域産業自体、この 20 年あまり衰退を続けており、1987 年から 1997 年までの 10 年間で製造業の従事者はほぼ半減している。

2.3 ウォルタムフォレスト地域における地域再生事業の概要

ウォルタムフォレスト地域では、ウォルタムフォレストバラの計画・経済開発部が中心となって、イーストロンドン&リーバレー地域の全体計画に基づき、関係機関と共同で、地域再生のための具体的な戦略プランを策定している。

このプランでは、全体計画同様それぞれの分野において具体的な数値目標を掲げているが、特に、雇用の保持 (3,910 人 : 6 バラ全体の 39%)、新規事業の創出 (535 社 : 6 バラ全体の 30%) などの数値目標が高くなっており、力を入れていることが伺える。

2.4 ウォルタムフォレストビジネスセンターの概要

この施設は、以前はレコード会社の工場であったが、企業の撤退後は活用されていなかった。交通の便などの立地条件が比較的よかったこともあり、ERDF を活用して 4,765 m²の床面積を持つこの建物の内部を改造のうえビジネスセンターとして生まれ変わったものである。



ビジネスセンターの建物には、EU からの援助を受けている表示板があった。

1994 年から 1996 年にかけて、7,000 万ポンドの総事業費が投入されている。外観は、古い煉瓦づくりのビルといった感じであるが、一歩中に入ると十分改修が施されており、中は、小規模な事務所、ワークショップ用の部屋から、会議室、職業訓練施設、展示スペース等から構成されており、職業訓練や企業への助言等を行う関係機関のオフィスも多数入

居している。

具体的には、個人経営の会計士のための共同オフィスや個人オフィスから、数十人規模の事務所まで（110ft²から 11,000ft²まで）様々なタイプのものがあり、説明によれば、事業設立時はたった 1 人で個人オフィスを借りていたものが、事業が拡大したことによりより広いスペースに移る例もよく見られるとのことであった。また、現在は 90%の入居率で、数ヶ月後には全て埋まる予定であり、現在、35 社の 250 人がこの建物で働いている。

このように、ビジネスセンターの内容は、新規に事業を起こす者への支援や職業訓練が中心であり、いわゆるインキュベーターの一形態と見る事が出来る。

しかしながら、日本におけるインキュベーターの展開との大きな相違点は、ソフトに最重点を置いているところであると思われる。昨今、我が国の地方自治体あるいは第 3 セクター等が主体となって、地域の新産業創造、起業家支援を主目的としたインキュベーター施設が幾つも建設されているが、必ずしも芳しい成果を上げてはいないとも言われている。

日本の場合、施設そのもの、すなわちハードについては相当程度投資を行い、その中身も充実しているのが一般的であるが、ソフト面の工夫に欠けているものが多いのではないと思われる。ウォルタムフォレストビジネスセンターの場合には、施設自体の整備には余り金をかけず、むしろ、地方自治体とビジネス関係の団体、職業訓練を行う団体等が協同して企業、あるいは個人に対して情報、ノウハウ等様々な支援を行う体制づくりといったソフト面に主眼が置かれており、このことが効果的な事業展開、すなわち、真の意味でのビジネスサポートが図れるのではなかろうか。



第 3 節 ノッティンガム市の地域振興政策

1. 地域の概況

ノッティンガム市は、ロンドンの北 200 キロ、イーストミッドランド地域の中核的な都市であり、人口約 26 万人を有する。市の北側にはシャーウッドの森が広がり、我が国では、ロビン・フッドの街として有名である。従来は 79 あった 1 層制の地方自治体であるカウンティバラの 1 つであったが、1974 年の再編によりノッティンガムシャーカウンティの中の

1 ディストリクトにその地位が低下した。しかしながら、先般の地方自治体再編により 1998 年からユニタリー（一層制）の団体となった。

ノッティンガム市の中心にあるレース・マーケットはビクトリア時代の倉庫や工場の多い地域で、レース製造・貿易で栄えた地域であるが長期にわたって衰退してきており、今回視察を行ったクラレンドンシティカレッジ（Clarendon City College）のように、古い建物の再利用が盛んに進められている。また、化粧品を中心とした全国的なチェーン店として成長したブーツ（Boots）の発祥の地でもある。

2. ノッティンガム市における ERDF の概要

ノッティンガム市における ERDF の事業の代表例としては、共同体主導（CI）の「都市」プロジェクトの指定を受けた 3 地区の事業、ノッティンガムトレント大学（Nottingham Trent University）によるベンチャー企業支援事業、レース工場の建物を活用したクラレンドンシティカレッジ、フェデレイションカップなどの国際大会を開催するノッティンガム市テニスセンター、古い小学校の建物を転用したワイルドライフトラストセンターがある。ここではこのうち、最初の 3 つの事例についてその事業内容を紹介することとする。

3. 「都市」プロジェクトにおけるアクションプラン

ノッティンガム市の「都市」プロジェクト区域は、中心市街地の内、ラドフォード地区（Radford）全体とフォレスト地区（Forest）とレントン地区（Lenton）の一部が含まれる。この地域の人口は約 2 万 1,000 人で、その 29% がマイノリティで占められている。これまでも様々な地域再生の事業が試みられてきたが、いずれもこれといった成果を上げることは出来ず、この 20 年来、コミュニティは分断され、高い失業率と犯罪発生率に悩まされ続けている。また、通りによっては 40% の商店が空き店舗というところもある。

このため、構造基金の Urban の指定を受けたことを契機に、経済的な基盤の建て直しだけでなく、コミュニティそのものの再生も目的として、パートナーシップカウンスル（Partnership Council）が作られた。



このカウンシルは7つのフォーラムから構成されている。そのうち、住民が構成メンバーとなるものが3つあり、各々、約7千人の住民を代表する90人がメンバーとなっており、更にコアメンバーとして活動しているのがこのうち20人程度である。このほか、地域の企業の代表からなるビジネスフォーラム、ボランティア団体の代表からなるボランティアセクターフォーラム、公共団体が構成メンバーとなるパブリックセクターフォーラム及びエリア4カウンシラー（地域の市議会議員）があり、各々3名を全体会議であるカウンシルの場に代表として送り込んでいる。

カウンシルを結成する際に事前に住民アンケートを行ったところ、84%が結成に賛成で、42%が何らかの形で参加したいという大変前向きな結果が出ている。

カウンシルは各フォーラムでの議論や様々な立場からの意見を集約し、地域のアクションアジェンダを作成している。これは次の4つの手段（メジャー）から構成されている。

- ・地域住民とのパートナーシップ
- ・ビジネスの自信創造
- ・安全なコミュニティの構築
- ・地域住民の自信と雇用機会の創出

カウンシルはアジェンダに基づき、目標毎にワーキンググループを設け、事業の実施に向けて検討を行うこととしている。実際のところ、各フォーラムの意見の対立等も多く必ずしも順調に進んではいないが、地域のことは地域住民自身が真剣に議論し、専門家のアドバイスも受けながら時間をかけてコンセンサスづくりに努めているところであり、今後の事業展開が期待される。

4. クラレンドンシティカレッジ (Clarendon City College)

イギリスにおけるカレッジの存在はオックスフォード大学やケンブリッジ大学などで有名で日本の大学における学部、学科の類であるが、職業訓練を行っているカレッジは、一般的には日本の専修学校・専門学校と考える方が実態に近いものと思われる。

クラレンドンシティカレッジもまさに様々な分野の専門学校の集合体ともいえる組織であり、これまでバラバラにあったものを、古いレース工場を活用して集約化を図っている。

この建物も100年以上前に建てられたものであるが、保存建築物としての格付けはグレード2にランクされ、外装の改修に対しては厳しい規制が加えられているが、内装については現代風にアレンジすることも許されており、ERDFの資金を活用して、外見では想像もつかないような近代的なカレッジとなっている。

建物の入口ホールにはレストランがあり、メニューを見ると比較的安い価格設定がされているが、ここは学生が飲食業の店員となるべく実践的な職業訓練が行われており、当然のことながら店員は皆学生である。

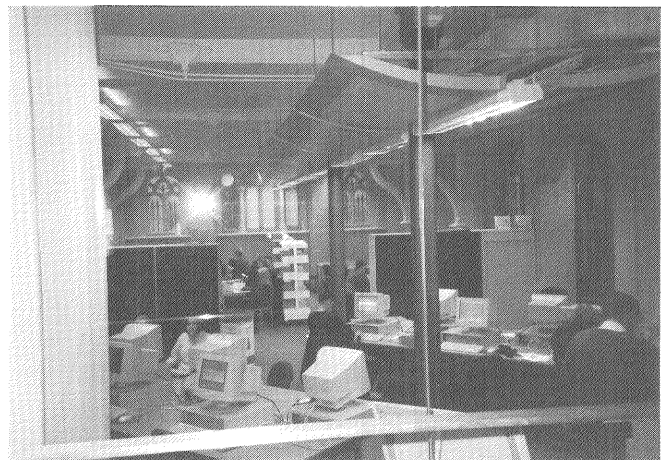
建物の中に入り、最初に説明を受けたのがフラワーアレンジメントの教室であり、数十人の学生が先生の指導の下、スポンジの剣山に花を生けていた。ここで学べば花屋さんへの就職は折り紙付きといったところであろうが、実際には年輩の学生が多く、むしろ生涯教育の場として活用されているようである。

また、別のフロアでは、最新の機器を導入したコンピューター教育が行われており、このほか、理容や美容、服飾デザインからサウナまでありとあらゆる分野の職業訓練が受けられるようになっている。

このようにカレッジは職業訓練の重要な担い手であり、クラレンドンシティカレッジも学生数が 6,000 人と大変多く、ノッティンガム市及び周辺地域の経済の再生に欠かせないものとなっている。



100年以上の歴史のある古いレース工場の建物。



コンピューターの専門教育を行っている。

5. ノッティンガムトレント大学によるベンチャー支援

ノッティンガムトレント大学には、1987 年に創設されたユーロチームと呼ばれる組織（University Enterprise Training Partnership：英国に 27、ヨーロッパに 205 存在するものでユーロチームもこの 1 形態）があり、国際的なパートナーシップを通じた地域経済の成長と大学と産業間の協力体制を強化することを目的としている。このチームは大学に設置されたジャングリュイ欧州革新センター（Djanogly Innovation Centre for Europe）の中にあり、地域における中小企業の技術指導、職業訓練等の分野で多大な貢献を行っている。

このうち、ベンチャー 1 と呼ばれるプログラムは、中小企業の製品開発に対して助成金を交付するというもので、300 社以上の応募があり、そのうち 30 社に 1 社平均約 1 万 5,000 ポンドが支払われている。助成金を受けられなかった企業も大学から技術指導や他の財政支援のスキームの紹介などが行われている。また、大学から卒業生が送り出され、技術開発の支援を行ったり、逆に技術者が大学に派遣され新技術を習得したりといった人的交流も行われているなど、額としては決して多くないが、きめの細やかな施策が繰り広げられている。この第 2 段として研究開発そのものに対する支援を行うプログラムが現在進行中である。

これらのプロジェクトには構造基金が充てられており、ハード事業も含めて、これまで 570 万ポンドの資金が EU から調達されている。

第4節 シェフィールド市の地域振興政策

1. シェフィールド市の概要

シェフィールド市は、南ヨークシャー地方の中心で、イングランド第4の都市であり、洋食器などの鉄製品、金属加工製品で有名である。産業革命以降は、いわゆる大英帝国の「世界の工場」の一角を担い、繁栄を極めたが、当時から街は黒煙と排水で汚染され、「イギリスで一番汚い都市」とも呼ばれていた。産業構造の転換に伴い、鉄鋼業は省力化が進み、雇用が大幅に削減され、1983年の国営ブリティッシュ・スチール社の倒産によって5万人近い失業が発生し、一時はスラム化した地区もあった。鉄鋼業関連の広大な遊休地をいかにして活用するかが市政の大きな課題であり、市の北東部の約50haの工場跡地を都市開発公社の開発によって1991年にオープンした大規模複合ショッピングセンターはであるメドウホールはイギリスでも最大級のものである。

2. シェフィールド市中心市街地の活性化（Heart of the City Project）

シェフィールド市の中心市街地はメドウホールと競合関係にあり、近年経済的な地盤沈下が進んでいた。このため、市役所周辺を活性化するための再開発事業が行われている。

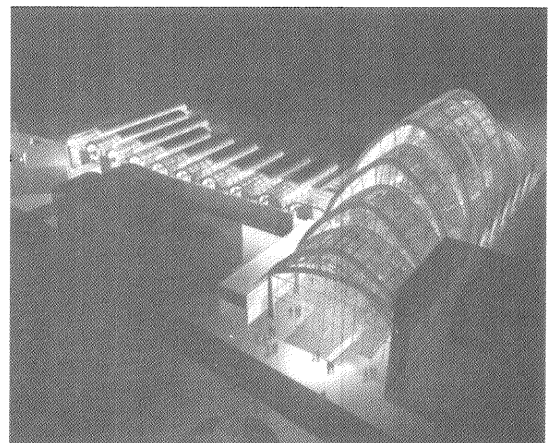
事業内容としては、まず、市役所前にある平和公園を、水と緑豊かで人々が憩うことが出来るスペースへ作り替え、幹線道路の一方通行化・車線減少による交通量の規制が行われ、今後は幾つかのハコモノが建設される予定である。

その主なものとしては、室内植物園とミレニアムギャラリーがあり、市役所別棟を壊して新たに建設されることとなっている。これは、現在の市役所（Old Town Hall）は歴史的な建造物であり、景観的にもマッチしているので残されるが、1970年代に建設された別棟は新しいが故に周囲マッチしておらず、また、エネルギー消費量が多いために取り壊されることになっている。このようなことはイギリスでは珍しくないようである。

室内植物園はカーテンウォールの構造で、南半球の植物を中心に植えられる予定であり、ギャラリーは様々なコレクションを収蔵することになっている。



室内植物園完成予想図



ミレニアムギャラリーと室内植物園

このほか、市議会棟が PFI (Private Finance Initiative) 方式によって、また、4 つ星ないし 5 つ星のホテルも民間によって建設される予定である。

プロジェクト全体では 1 億 2,000 万ポンドの投資と 1,800 人の新規雇用が見込まれており、特にホテルは 200 室の部屋を有し、280 人の雇用と 42,000 人の新規観光客の誘致が期待されている。

財源としては、ERDF のほか、ミレニアム委員会の補助金、イングリッシュパートナーシップ、SRB などが予定されている。

3. ポピュラーミュージックナショナルセンター

この事業は、他の事例とは異なり、民間主導によって ERDF を活用した事業である。シェフィールド市は世界的に大ヒットした映画「フルマンティ (Full Monty)」が作られたところであり、地方自治体が経営するものとしてはイギリスで最初のレコーディングスタジオがある。

ポピュラーミュージックナショナルセンターをつくるアイディアは、この施設の創設者であるロジャー氏がパブで友人達と飲んでいるときに生まれたというユニークな生い立ちをもつもので、単に芸術文化の振興という目的だけでなく、青少年に対する教育的な効果をも狙った企画である。計画の初期の段階では市や民間にこの企画を持ち込んだが、なかなか支援を得ることが出来ず、ロジャー氏自らが会社（非営利組織）をつくり、ERDF、ナショナルロットリー（宝くじ）やアーツカウンシルの資金を活用することとしたものである。1999 年 5 月のオープン後は、この会社によってセンターが運営される予定になっている。



ユニークな外観のポピュラーミュージックナショナルセンター

総事業費は 1,500 万ポンドであり、財源内訳は以下の通りである。

・ナショナルロットリー（宝くじ） & アーツカウンシル	1,100 万ポンド
・ERDF	200 万ポンド
・イングリッシュパートナーシップからの借り入れ	100 万ポンド
・他の機関からの借り入れ	100 万ポンド

また、ERDF の資金を利用するために当該事業に関して以下の数値目標を立てている。

- ・建設業の 300 人の雇用（一時的）
- ・70 人のフルタイムの雇用
- ・年間 40 万人の訪問者
- ・シェフィールド市に年間 8,000 人の宿泊客の創出

施設内にはポピュラーミュージックが楽しめるホールや最新のハイテク技術を駆使した音楽の体験施設、展示施設やショップ、喫茶コーナーなどが約 5,000 m²の建物の中に置かれることになっている。

事業費については、当初、700 万ポンドを予定していたが、アーツカウンシルからもっとユニークなデザインの施設にすれば、もっと資金を提供するという提案があり、設計コンペを行った結果、写真 1-10 にあるような大変ユニークなポット型のデザインが採択され、この結果、事業費も 2 倍以上に跳ね上がった。

現在、シェフィールド市にはレコーディングスタジオが 4 つあり、センターの周辺には楽器の販売店もオープンするなど、今後はポピュラーミュージックの街としてイギリスのみならず、世界中から脚光を浴びることが期待されており、既に日本からも 3 社のマスコミの取材に訪れているということであった。

第 5 節 マージサイド地域の地域振興政策

1. マージサイド地域の概要

マージサイドは、イングランドの北西部に位置し、ウェールズに隣接した地域である。人口は現在約 144 万人で、リバプール市を中心に 5 つのメトロポリタンバラからなる。この地域は、リバプール市の都心部を含むマージ川の両岸に位置し、産業革命以降、リバプール港の発展とともに、18 世紀から 19 世紀にかけて、港湾施設、倉庫、工場、石炭貯蔵地などが集積し、イギリスの一大産業拠点として発展した。しかし、第二次世界大戦後、コンテナ化の進展などに伴い、港湾スペースの遊休化が進むとともに、重厚長大産業の衰退により、イングランドの中でも特に産業の衰退が激しく、対象地域 1 の指定を受けている（すなわち、平均所得が EU 平均の 75%以下である）。

また、リバプール市は、イギリス第 2 の貿易港であり、人口は現在約 45 万人、ビートルズを生んだ街として世界的に有名である。

一方、政治の分野では、伝統的に労働党左派の強固な地盤であり、労働組合が強いため、ストライキの多発をおそれて、新規の企業立地があまり進まない状況にあった。

このため、サッチャー政権が誕生すると、1980 年に都市活性化方策として創設された都市開発公社が、1981 年にロンドンのドッグランズとともにマージサイドに設立され、中央政府主導の再活性化方策を推進した。しかし中央政府と地方自治体の政治的対立もあり、様々な面で軋轢が大きく十分な成果を挙げることが出来なかった。

マージーサイド地域の経済・社会指標

項目	指標
1人当たりGDP水準 (対EU平均)	95% (1983年) ↓ 74% (1989年) ↓ 73% (1992年)
失業率	EU平均の1.7倍 (1990年代前半)
長期失業率	失業者の40%がこれまで全く職に就いたことがないか10年以上職に就いていない者：約3万人 (1991年センサス)
人口減少	170万人 (1961年) ↓ 138万人 (1991年) (19%減) 内、リバプール市 74.6万人 (1961年) ↓ 44.8万人 (91年) (40%減)
地区の失業率	40%以上 (リバプール市中心、川沿い地区) 30%以上 (スピークガストン地区他)
雇用者数	7,600人の減 (81年以降)
教育水準等	高校等卒業者の28%が職業に関する資格を全く持たない (全国平均の2倍) 学位等を持つ者の割合が12% (全国平均が16%)
土地	荒廃地 (工場跡地等) が1,700 h a (全国平均の10倍)

2. マージーサイド地域における地域再生事業の概要

マージーサイド地域は対象地域1に指定されていることもあり、地域の所得水準の向上を最優先の目標に掲げ、年3%の経済成長を目指しているが、実際にはイギリスの平均成長率よりも低くなっており、大きな課題となっている。

プログラムは5つのドライバー (Driver) と呼ばれる分類 (他の地域ではプライオリティ) に分けられている。

- ・D1：インフラストラクチャー (3.83 億ポンド)
- ・D2：ビジネス支援 (2.98 億ポンド)
- ・D3：新技術 (1.92 億ポンド)

- ・ D4 : 芸術、文化、メディア (1.14 億ポンド)
- ・ D5 : 失業者の職業訓練とパスウェイ活動 (パスウェイは、取り残された地域を援助するプロジェクトであり、38 の貧困地域がパスウェイ地域と呼ばれている) (5.24 億ポンド)

全体事業費は 15 億ポンドで、そのうち、構造基金から約 4 割が支出され、他の公的資金が約 4 割、その他が民間資金によって支出される。

ERDF を活用した事業では、5 万人以上の雇用の創出や 65 万 m² の工業、商業及び観光事業に関するオフィスの創出などが、また、ESF を活用した事業では、7 万人の職業訓練などが目標として掲げられている。

3. スピーク地区

スピーク地区はリバプール市中心部の南約 15 キロに位置し、空港跡地と工場跡地などから構成される。24,000 人の人口の内、18,000 人がパスウェイのエリアに住んでおり、失業率も高く、教育水準も全国平均の半分にしか到達していない。

この地区は、1981 年にエンタープライズ・ゾーンの指定を受け、企業誘致が進められたが、中央政府主導のプロジェクトが中心で、政治的な対立もあり地方自治体がプロジェクト推進に関心が低く、地方自治体による基盤整備がほとんど行われなかった。この結果、ほとんど成果を上げることがなく、エンタープライズ・ゾーンの解除が 1991 年になされた。このため、オブジェクト 1 の指定を受けて、関係機関により、この地区の開発を実効あらしめるため、2 つの組織がつけられた。

その一つが、イングリッシュパートナーシップとリバプール市が共同で設立したスピーク・ガストン開発会社 (Speke Garston Development Company) である。スピーク・ガストン開発会社は 1996 年 4 月に設立され、工場、オフィス等の誘致や基盤整備などをその主な業務としている。

他方、職業訓練や職業教育などをその主な業務とするスピーク・ガストンパートナーシップは、以下の 20 名の関係者からなる経営委員会を中核に据えている。

- ・ 市議会議員 4 名
- ・ コミュニティ代表 4 名
- ・ ボランティアセクター代表 3 名
- ・ 公的団体 (労働組合、住宅組合、コミュニティカレッジ等) 5 名
- ・ 産業界代表 5 名

このほか、5 名のマネージャーと 6、7 名のスタッフからなる職員によって構成されている。

この 2 つの組織が車の両輪として、他の様々な機関と協力しながらスピーク地区の再活性化に取り組んでいるところである。

以下、スピーク地区で展開されている主な事業について概説する。

3.1 エスチュアリー商業団地

この地区は、旧リバプール空港の一角を占め、また、新空港に隣接し、高速道路まで10分でアクセス出来るなど、交通の便に恵まれており、スピーク・ガストン開発公社の最大のプロジェクトとして位置付けられている。

現在、第1期として約40haのエリアにおいて商業、オフィス団地を分譲しており、自然環境にも配慮し、15メートル幅の緩衝樹林帯を設けている。最初の企業として、チョコレート会社に移転してくる予定で、1998年11月には、そのオフィスの骨組みが構築中であった。第1期事業では、約5,000万ポンドの民間投資と8万2,000㎡のオフィス及び2,600人の雇用の創出が期待されている。

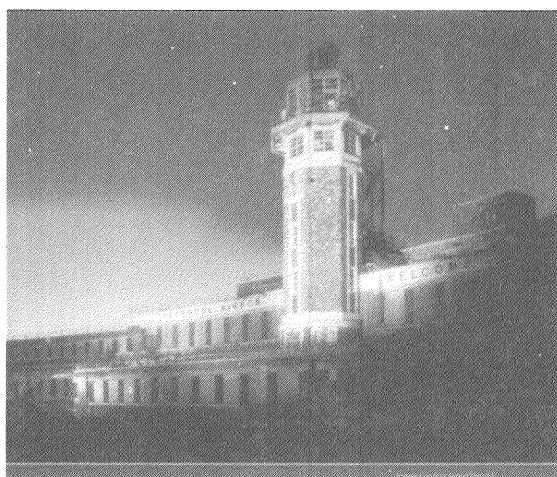
3.2 ブールバード工業団地 (Boulevard Industry Park)

この団地はフォードの工場に隣接しており、26haの用地を開発会社とイングリッシュパートナーシップによって1,500万ポンドが投資され、基盤整備が行われた。フォードは一時は撤退の噂もあったが、1998年の1月、この工場で新型ジャガーを生産するという決定がなされたため、2月には早速、隣接するこの工業団地の開発がはじまった。スピーク地区においては自動車産業と製薬産業が地域の雇用を支えるという意味において大変重要や役割を担っており、この工業団地はフォード社の関係企業や製薬企業の拡張用地として活用されることが予定されている。今後、2億ポンドの投資と1,500人の雇用の創出が期待されている。

3.3 旧リバプール空港ターミナルビル及び格納庫

旧リバプール空港ターミナルビルは、グレード2にランクされるアールデコ調の建築物である。ビートルズがアメリカツアーに旅だった際にはファンでターミナルがあふれかえったが、新空港の完成後は格納庫の一部を除き放置されていた。ターミナルからマージー川が一望できロケーションにも恵まれていることなどから、ネプチューン開発会社が2,200万ポンドを投資し、120の客室を持つ4つ星ホテルとレジャー施設に改築することになっている。

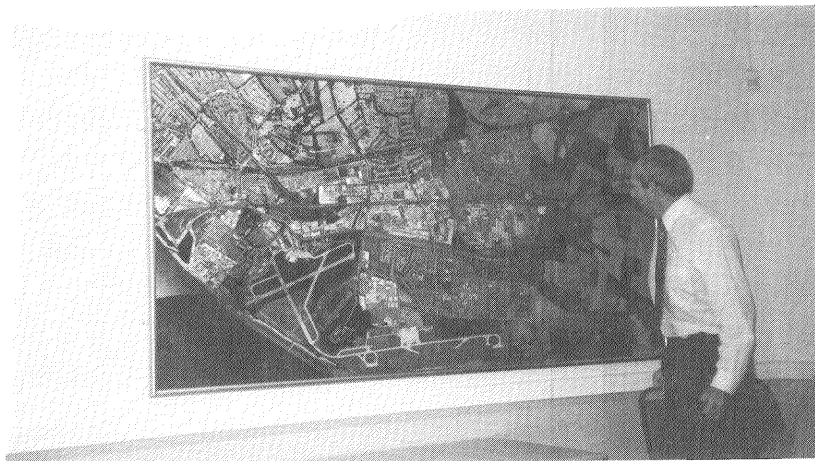
1998年末に工事が開始され、2000年にはスピーク地区の新しい顔としてオープンする予定である。



旧リバプール空港

3.4 ガストンアーバンビレッジホール

この地域は、人口 5,000 人であるが、公衆電話が 1 つしかなくそれも壊れているような状況にあり、また、学校も同様に 1 つしかない、社会的に疎外されたエリア (Deprived Area) である。このような環境を打開するために、地域社会の中核となる複合施設を現在建設中である。ERDF をはじめ、ありとあらゆる公的資金が活用されており、これだけの多数の関係機関によるパートナーシップが構築されている例は珍しいとされてる。施設の中は、スポーツ用のホールの他、フィットネス、保育所、薬局、地域団体のための活動スペース等から構成されている。



スピーク地区全体の計画説明を受けた。

(財源内訳)

○ビレッジホール

・ ERDF	334,723 ポンド
・ イングリッシュパートナーシップ	236,000 ポンド
・ スピークガルトンパートナーシップ	276,000 ポンド
・ ヘルスオーソリティ	160,000 ポンド
・ チャリティロトリー	30,000 ポンド
・ ミレニアム委員会	388,500 ポンド
・ 各種基金	15,000 ポンド
・ 民間	22,000 ポンド

○保育所

・ ERDF	92,500 ポンド
・ 国立子供の家 (National Children's Homes)	350,000 ポンド
・ リバプール市	245,500 ポンド
・ スピークガルトンパートナーシップ	60,000 ポンド

合計	2,210,223 ポンド
----	---------------

第3章 ドイツにおける地域政策

第1節 地域政策の概要

1. EUの中のドイツ

ドイツは、1990年10月に旧西ドイツが旧東ドイツを吸収する形で再統一を実現した。統一に伴い旧東ドイツ地域の5州（メクレンブルグ＝フォアポンメルン、ブランデンブルグ、サクセン＝アンハルト、ザクセン、チューリンゲンの5州、以下、「新連邦州」と呼ぶ）を加え、ドイツは16州となり、人口8,200万人でEUの中で圧倒的な大国となった。GDPは1兆8,533億エキュでEU全体に占める割合は26%を占め、人口、経済力共に他の加盟国を圧倒している。1999年からはEUの共通通貨ユーロが加盟国内11ヶ国で帳簿通貨として導入されているが、「通貨の番人」の役割を果たす欧州中央銀行がドイツのフランクフルトに置かれて、ユーロ流通圏「ユーロランド」の金融政策を決定している。

一方、ドイツはEUの中で一番豊かな国であることから、EU予算の3分の1弱を拠出している。1995年の数字で見ると410億マルクを支払い、150億マルクを構造基金などとして配分されているが、支払い超過額ともいえる「ネット支払い額」が他の加盟国に比較して大きい状況にある。このような加盟国間の負担の不均衡についてはドイツ国内でも批判が起きている。

2. 新連邦州の経済政策

ドイツには6つの国立経済研究所があり、新連邦州ではザクセン＝アンハルト州のハレにただ一つハレ国立経済研究所（IWH: Institute für Wirtschaftsforschung Halle）が設けられている。IWHは旧東ドイツにおいて地域発展を阻害する要因を分析し、地域発展のための戦略を立案することを目的としている。IWHの説明等によると、ドイツ統一後、連邦政府は「ドイツ統一基金」を設け1990年から1994年の5年間に総額1,150億マルクの交付金を新連邦州の社会資本整備等のために拠出した。この基金の財源は連邦政府が200億マルクを拠出し、残りの950億マルクを連邦政府と州政府が折半で償還期限30年の公債発行で調達した。また新連邦州にある各国営企業は、西側企業との技術力、生産力の差から市場経済に適応できないものが数多く存在した。そこで連邦政府は統一前から国営企業の民営化を進めていた信託公社により、競争力のない企業の廃止、合理化、民営化を進めた。旧東ドイツでは、ひとつの町の地域経済が特定の産業に依存することが多く、こうした動きは地域社会に大きな影響を及ぼした。

新連邦州の経済政策は、すべて連邦政府と州政府で取り決めている「共同課題」¹とよばれる計画によって進められる。「共同課題」に該当するプロジェクトについては、連邦と州が50%ずつ予算を負担することとされている。「共同課題」の目的は、3つに大別される。

①民間投資の促進及び支援

②主に商業地域の道路整備等の民間活動に密接するインフラ整備。

③エネルギー、給水、排水の処理に係る施設整備。

例えば、①に関連して中小企業に助成金を出す場合、地域の所得水準、雇用水準、インフラ整備度の3つを基にして指標を作成し、その指標に基づき助成率を決めて助成金を出

¹ Gemeinschaftsaufgabe を直訳した。

している。新連邦州でも比較的豊かなベルリン州では助成率が低くなることになる。

また、共同課題の対象とならないものについては、州の予算とEUの助成とを組み合わせで行っている。例を挙げれば、民間企業を助成する場合「共同課題」では、州を超えて活動している企業のみが助成金の対象とされている。1つの州内で活動する中小企業を支援するため、州の予算とEUからの資金を使って州独自の政策を進めている。² また、各州は失業率が高いことから、企業誘致、特にベンチャー企業誘致には力を入れており、オフィスや税理士、タイピストなどビジネスに必要なサービスを提供し、企業家を誘致するテクノロジーセンターを整備しているとのことであった。³

3. ドイツの地域政策の特徴

今回の調査では、ブリュッセルで欧州委員会のドイツ地域政策担当課長Kurt Peter Hötte氏からドイツにおける構造基金を活用した地域政策の概要を聞き、アーバンネットワーク⁴の責任者からドイツにおけるCommunity Initiative「都市」プロジェクトの全般的な状況について詳しい説明を受けた後、個別の地域振興施策の状況を調査した。旧西ドイツ地域ではブレーメン州の州都ブレーメン市で都市プロジェクトについて調査した。新連邦州地域ではブランデンブルグ州政府でEUの地域開発についての状況を、ザクセン＝アンハルト州ハレの国立経済研究所では新連邦州地域の全般的な地域政策とその実例を、メクレンブルク＝フォアポメルン州ロストック市では都市プロジェクトの実状を、それぞれ直接の担当者にインタビューを行うとともに現地を調査した。

Hötte氏によると、新連邦州には特に力を入れて地域政策を推進しており、旧西ドイツ地域と比べて巨大開発プロジェクトが進められているという。欧州委員会の報告書によると新連邦州全域⁵を対象地域1（一人当たりのGDPがEU平均の75%以下の地域）に指定し構造基金（Structural Funds）を拠出している。1994年から1999年までのこの指定地区の優先項目（Priority）は、①投資（Productive investments）、②中小企業支援、③革新技術の調査研究、④環境、⑤職業訓練、人的資源の開発、⑥農業、過疎地域、漁民への支援、⑦技術支援に分けられる。歳出内訳及び金額については表1のとおりである。

具体的な成果として、優先項目①で4,000以上のプロジェクトに支援をした結果、企業の支店、子会社ができ、ニュービジネスなどが生まれ、約38,000の新規雇用、9,000の雇用維持が達成された。優先項目②では中小企業の設立、合理化などの支援、テクノロジーセンターでの敷地、サービスの提供、職業訓練の整備など1,000件のプロジェクトに支援し、5,000の新規雇用、84,000以上の雇用維持が達成された。

² ブランデンブルグ州では、州政府に申請される各種事業に対する財政支援の要請は、ERDFに限らず最も適切な支援措置の対象となるよう州政府が申請者に指導を行うことがあるということである。

³ ドイツでは各州ごとに独自性が強いので、一つの新連邦州の状況が他の新連邦州に当てはまるとは言えないが、新連邦州の一つであるブランデンブルグ州政府の担当者は、「統一後の早い段階では、ERDFを既存の経済の崩壊に対応するため、企業誘致を目的とした商業地の開発、設備投資への支援など、インフラ整備や生産設備に用いられていた。1995年頃からは誘致した企業の経営が安定してくるなど経済状況も安定してきたため、1997年から研究開発、環境保全、あるいは従来は州の予算で対応していた都市計画関連事業についても活用できるよう州の制度を変更した。2000年から2006年の期間は道路整備の活用していきたい。」と話していた。

⁴ アーバンネットワークについては2節を参照。

⁵ 東ベルリン、メクレンブルク＝フォアポメルン州、ブランデンブルグ州、ザクセン＝アンハルト州、ザクセン州、チューリンゲン州。

表 1. (単位 ECU million)

ERDF(欧州地域開発基金)	6,861	50%
ESF(欧州社会基金)	4,092	30%
EAGGF(欧州農業指導保証基金)	2,645	19%
FIFG(漁業指導財政手段)	84	1%
Total	13,681	100%

(1994年～1999年 Objective1 構造基金歳出内訳)

対象地域 2 (地域産業の衰退による深刻な影響を受け構造転換が迫られている地域) としてニーダーザクセン、バイエルン、ベルリン、ブレーメン、ヘッセン、ノルトライン＝ウェストファーレン、シュレーズウィヒ＝ホルシュタイン各州の一部地域が指定を受けている。1994年から1999年の対象地域 2 の支援部門を見ると、①生産環境の改善 (Productive environment)、②人材育成、③開発と再生、④環境保護、⑤技術支援に分けられる。主にインフラ整備、中小企業支援、研究開発支援などを促進して雇用の創出に重点をおいた計画になっている。⁶ 歳出内訳及び金額については表 2 のとおりである。

表 2 (単位 ECU million)

ERDF(欧州地域開発基金)	481.0	70%
ESF(欧州社会基金)	222.4	30%
Total	703.4	100%

(1994年～1999年 Objective 2 構造基金歳出内訳)



Hötte 氏のオフィスにて。

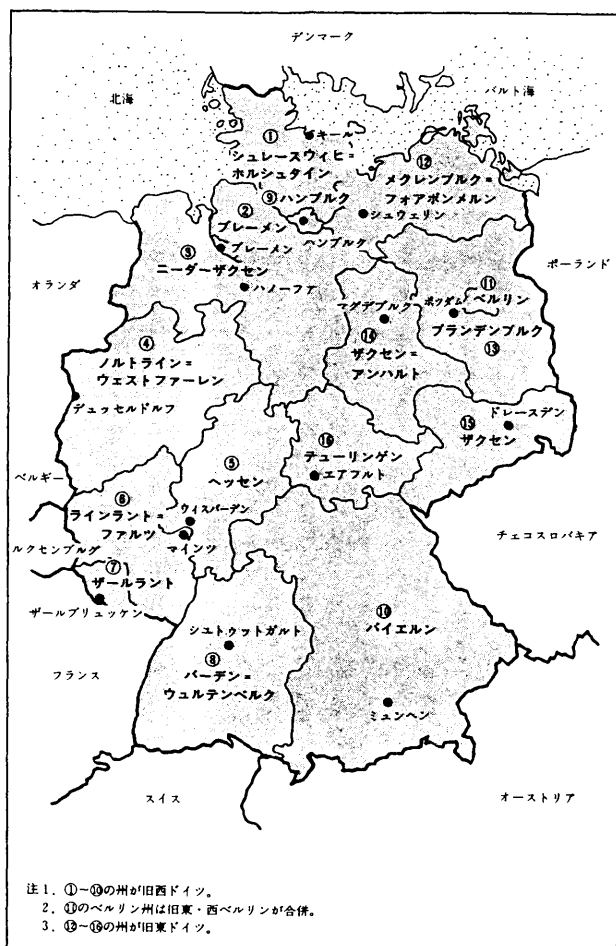
これらの詳細については後の節に譲るが、実際に各州、または市の地域政策担当者から説明を受けて印象に残ったことが 2 点ある。

第 1 点は、地域振興が即ち失業対策と言っていいいくらいに、どこに行っても必ず失業率をいかにして下げるかという話が出てきたことである。新しい産業に適応するための職業訓練、そして訓練された人材を吸収するための企業の誘致、産業の育成という図式が見えてくる。EU加盟国の中で一番GDPが高い国でも、失業の問題は大きいという印象を受けた。

⁶ 対象地域 1 及び 2 は第 1 章で述べた構造基金支出全体の 90% を占める「国主導」に当たる。Hötte氏はこれらを「Main stream」と呼んでいた。

第2点は、州によって連邦政府に対する姿勢が違っているということである。新連邦州のブランデンブルグ州、メクレンブルク＝フォアポンメルン州では、「共同課題」との兼ね合いもあると思われるが、連邦政府と一体となって地域開発を進めていこうとしているのに対して、旧西ドイツのブレーメン州では担当者の口ぶりからは連邦政府よりも欧州委員会に直接働きかけをしようとしている印象を受けた。ドイツはフランス、イギリスなどと比べて地方分権が進んでいる国であるので、州によって連邦政府に対する姿勢が違いうようである。

- | | |
|---|---|
| ①シュレースウィヒ＝ホルシュタイン
面積：15,729km ² 人口：260万人
州都：キール | ⑨ハンブルク
面積：755km ² 人口：163万人
州都：ハンブルク |
| ②ブレーメン
面積：404km ² 人口：67万人
州都：ブレーメン | ⑩バイエルン
面積：70,554km ² 人口：1,122万人
州都：ミュンヘン |
| ③ニーダーザクセン
面積：47,344km ² 人口：724万人
州都：ハノーファー | ⑪ベルリン
面積：833km ² 人口：341万人
州都：ベルリン |
| ④ノルトライン＝ウェストファーレン
面積：34,070km ² 人口：1,710万人
州都：デュッセルドルフ | ⑫メクレンブルク＝フォアポンメルン
面積：23,838km ² 人口：196万人
州都：シュウェリン |
| ⑤ヘッセン
面積：21,114km ² 人口：566万人
州都：ウィスバーデン | ⑬ブランデンブルク
面積：29,059km ² 人口：264万人
州都：ポツダム |
| ⑥ラインラント＝ファルツ
面積：19,849km ² 人口：370万人
州都：マインツ | ⑭ザクセン＝アンハルト
面積：20,445km ² 人口：297万人
州都：マグデブルグ |
| ⑦ザールラント
面積：2,570km ² 人口：107万人
州都：ザールブリュッケン | ⑮ザクセン
面積：18,337km ² 人口：490万人
州都：ドレーズデン |
| ⑧バーデン＝ヴュルテンベルク
面積：35,751km ² 人口：962万人
州都：シュトゥットガルト | ⑯チューリンゲン
面積：16,251km ² 人口：268万人
州都：エアフルト |



3 アーバンネットワーク

3.1 アーバンネットワーク発足の背景

ドイツの首都ボンには、CI「都市」プロジェクトを実施しているドイツの都市が参加しているネットワーク組織「アーバンネットワーク」の本部(責任者 Lothar Blatt氏)がある。

アーバンネットワークは旧東ドイツ地域の都市計画を立案、実施するDSSW⁷ (都市建設及び経済に関するドイツセミナー) という組織から生まれた。DSSWは次の3つの目的を持ち、1990年にドイツが再統一したことで新連邦州の復興が連邦政府の重要政策となったことに伴い、連邦政府により1994年に設立された。

①「緑の芝生」と呼ばれる都市の郊外に商店街(mall)などを作って農地(「Green Field」と呼称。)を開発する。

②駅の再開発。(ドイツでは大都市の駅は整備されているのだが、地方都市の駅についてはあまり整備されていないので地方都市の駅の整備を進めて行く。)

③旧ソ連軍の駐留基地等の軍用跡地の活用。

第1章で述べた1994年の欧州委員会からの「都市」プロジェクトの募集に対応し、新連邦州の都市からも計画が委員会に提出された。しかし、計画内容が不十分なため、委員会から計画策定への支援がDSSWに要請された。DSSWの支援で1994年に10都市の計画が採択され、連邦政府、関係州の議会がERDFプロジェクトについての経験交流の重要性を指摘し、1996年12月にアーバンネットワークが発足した。

このネットワークを通して、各都市に共通している都市問題、例えば雇用の創出、中小企業の保護対策、住宅問題などの問題の解決に関するお互いの経験や情報を交換し、各都市が直面している問題に共同して取り組んでいる。

3.2 アーバンネットワーク活動内容

この組織には、新連邦州の都市にとどまらず旧西ドイツの都市も参加しており全ドイツ的なものとなっている。参加都市は、1994年から1999年を計画期間とする「都市Ⅰ」の10都市(ベルリン、ブランデンブルグ、ブレーメン、ケムニッツ、デュイスブルグ、エアフルト、ハレ、マグデブルグ、ロストック、ザールブルュッケン)、1996年から1999年を計画期間とする「都市Ⅱ」の2都市(キール、ツビッカウ)これに加えて、ドレスデン、ライプチヒ、デッサウが参加している。⁸ アーバンネットワークには、連邦経済省、各州の経済省と建設省に加えて地元の市民も参加しており、州政府と連邦政府の間に入り適当な政策担当者の仲介も行っている。なお、アーバンネットワークはブリュッセルにある欧州委員会近くにも事務所をもち、ロビー活動もおこなっている。

主要な活動については次のとおりである。

①年に2回全体会議を開き各都市と情報を交換する。

②委員会を設置し各都市の事業を調査し報告する。

③ネットワーク間の連絡調整を円滑にする。

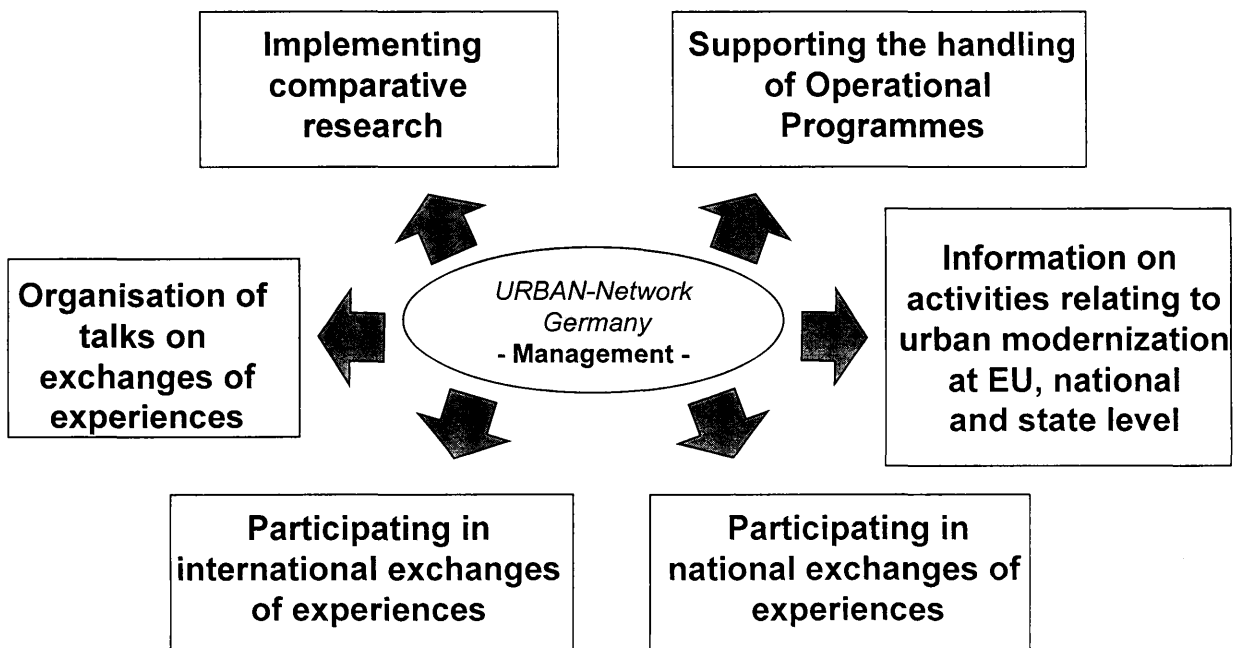
④インターネットでの情報提供などPR活動、情報提供活動を行う。

⁷ Deutsches Seminar für Städtebau und Wirtschaft.

ネットワークの活動の中心に、次の4つのワーキンググループがある。

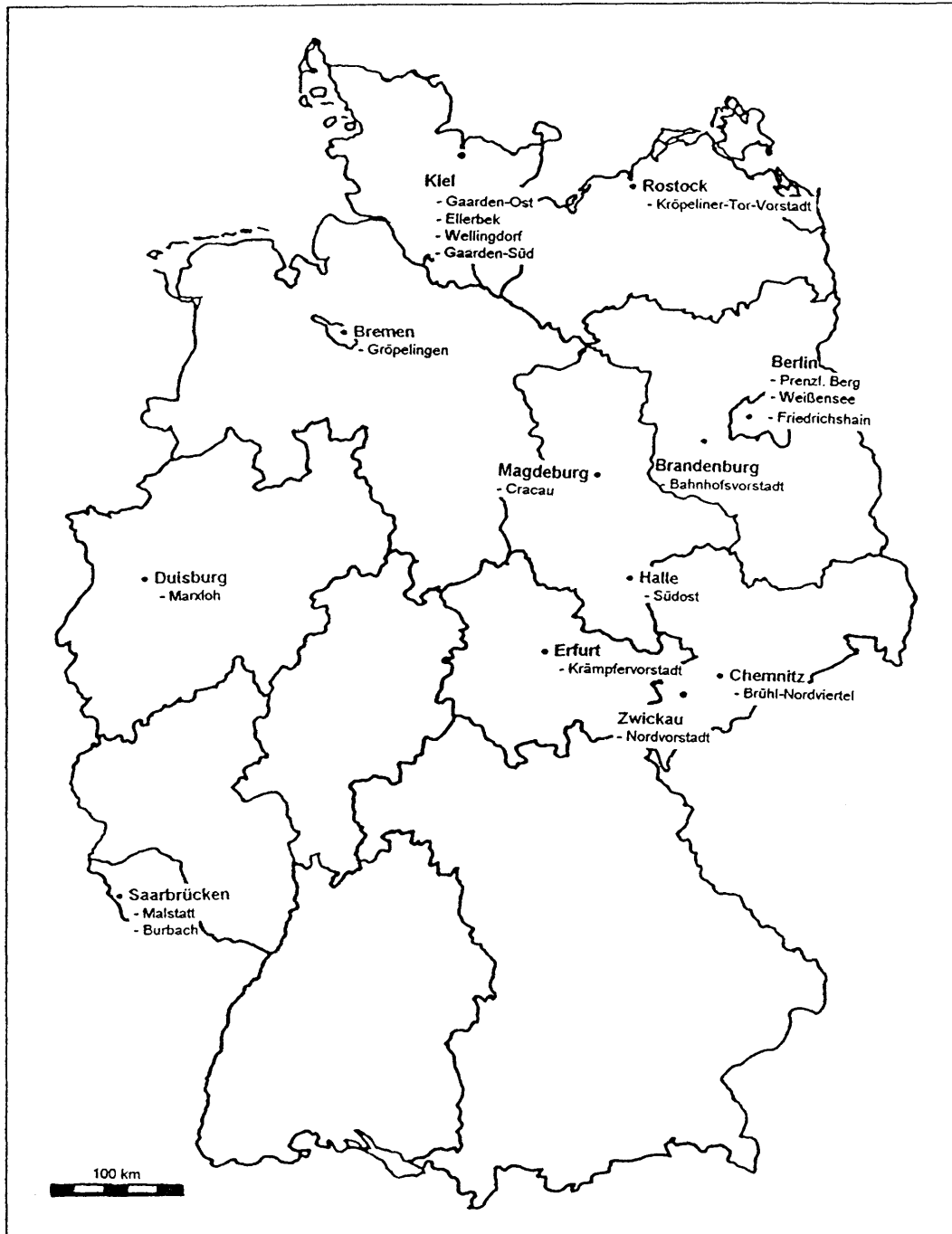
- ① 「Community centers」
公共サービス、インフラの改善から財政や組織の問題を含む、効率的な社会文化施設の運営について研究する。
- ② 「New economic activities」
ビジネス活動のサポート、ビジネスセンターの設立を研究する。
- ③ 「Employment for local people」
地方の雇用確保の問題、新しい技術に対応できる職業訓練について研究する。
- ④ 「Project management」
計画の運営、実施について研究する。

Aims of the German URBAN-Network



アーバンネットワークの活動目的

Participating cities in Germany



ドイツ国内のアーバンネットワーク参加都市

第2節 ブレーメン市の地域振興政策

1. 地域の概況

ブレーメン州は、人口55万人の州都ブレーメン市と港町で有名なブレーマーハーフェン市を抱える人口約68万人の州でドイツ16州で1番小さな州である。⁹ 1358年にハンザ同盟に加盟し、1646年に帝国自由都市となったブレーメンは、ヴェーザー川の河口に建設された外港ブレーマーハーフェンにより急速に発展した歴史がある。現在でも自由ハンザ都市ブレーメンを正式名称としている。また有名な物語「ブレーメンの音楽隊」の由来の地でもある。

1983年にヴェーザー株式会社（AG-Weser）という造船会社が閉鎖され、多くの失業者が生じた。その結果、造船業などで栄えていた川沿いの地区は、経済の構造改革が進んでいるなかで多くの社会的、経済的なマイナス要素を抱えており、修復には多くの努力が求められる状況にある。

2. ERDFプロジェクトの概要

ブレーメン州の経済政策は、「経済構造政策行動計画」という経済計画に基づいて進められている。¹⁰ 「経済構造政策行動計画」の目的は、①企業投資を促進する、②サービス部門の強化、③環境の保全・再開発の3つとされている。その中にERDFを活用したプロジェクトも組み込まれている。EUはブレーメンハーフェンを除く地区を対象地域2に指定してERDFを拠出している。またCI「都市」プロジェクトの事業指定も受けており、ブレーメンは前節で紹介した「アーバンネットワーク」にも参加している。

「都市」プロジェクトでは次の4つの優先目標(priority)を決め、事業を行っている。

①経済活動の活性化

市内にいくつかの「single neighbourhood center」と呼ばれる公共施設があり、この各施設を活性化することを地域活性化の基本としている。具体的には各施設を結ぶ道をショッピングストリートや利便性の高い住宅地に利用する。地域の中心部の強化のため、都市交通の面からは有害排気ガスの少ない自動車の利用を進め、地元産業、商工界の意見をとりまとめ発信をする経済協議会を設置する。

事業主体：ブレーメン市土木行政局、ブレーメン貨物交通センター、ブレーメン 経済促進協会

事業費用：4.720 百万エキュ（内ERDFから2.360 百万エキュ）

事業期間：1995年～1999年

②都市の再生 — 環境と安全 —

古い街並みを保存することで、周辺住民の郷土心を強くし、また住民の交流を活発化させる。さまざまな出身の住民がいるので、異なった文化を交流させる施設を整備する。また現存している木々や植物、歴史的地区の中心部にある農家を保存し、地域の象徴と

⁹ ブレーメン州とブレーメン市の関係は複雑である。ブレーメン市選出の州議会議員80人は市議会議員も兼ねているが、ブレーマーハーフェン市から選出された州議会議員20人はブレーメン市議会議員を兼ねていないということである。また、ブレーメン州の役人のほとんどはブレーメン市の役人を兼ねているということである。

¹⁰ ブレーメン市ではEUの地域政策を担当するWolfgang Petzold氏等から経済政策についてインタビューを行った。Petzold氏はブリュッセルの欧州委員会で勤務していた経験もあり、EUの地域政策にも精通していた。

して認識できる建物を提供することにより集会やイベントができる広場を提供する。

事業主体： ブレーメン市都市発展再開発住宅協会、設立予定の「農家協会」
ブレーメン西行政局、グレーペリンゲン地域再開発評議会

事業費用： 3.644百万エキュ（内ERDFから1.822百万エキュ）

事業期間： 1995年～1999年

③社会的文化的活動

文化的インフラを整備するとともに、自営業者を増やしていくことで地区の活性化を図る。市内に旧ヴェーザー社の建物があり、市の特徴を形づけるものになっている。この残された建物を社会的文化的活動に利用する。

具体的には、文化活動が出来る施設やベンチャー企業を起こす人のためにオフィスを提供できるように改装する。また、都市に密着したサービスの提供を勧めるため、児童保育所などの社会的施設を整備する。

事業主体： ブレーメン市都市発展再開発住宅協会、ブレーメン市社会局

事業費用： 4.276百万エキュ（内 ERDFから2.183百万エキュ）

事業期間： 1995年～1999年

④教育と資格取得（Qualification）

職業が無い既婚女性が子供を預られる施設を作り、女性をサポートするためのコンサルタントを行う総合的社会センターを設立する。これにより女性に専門的な知識を取得させる機会を提供し、新しい仕事を得るチャンスを広げる。

事業主体： 現在活動中のものを一体化する。ブレーメン労働者センター

事業費用： 3.12百万エキュ(内ESFから1.405百万エキュ、民間0.515百万エキュ)

事業期間： 1995年～1999年

現地調査で優先目標3の「リヒトハウス」（光の家）を視察した。旧ヴェーザー社の建物を、文化活動ができるホール、ベンチャー企業家を対象にオフィスを提供できるように改装中であつた。市の説明によればオフィスの提供については、新しい事業を始めようとする者に対しては、審査をパスすれば誰にでも門戸を開き、賃貸料については初めは安く設定し、事業が軌道にのるにつれて賃貸料を上げていく方式をとるとのことであつた。民間の施設を譲り受けて、内部改装し利活用するケースは日本と比較して関心が持てるものであつた。



ブレーメン市職員より説明を受ける。

また、優先目標2の事業を推進する現場事務所で地区の計画概要の説明を受けたが、地元の住民がいつでも計画の説明を聞けるようになっており、地元住民に対してコンサルタント業務も行っているとのことであった。

また優先目標には含まれていないが、航空宇宙産業があることから宇宙をテーマとしたテーマパークを作る計画があり、これにもEUからの資金を利用したいとのことであった。



右下に EU から援助を受けている表示がある。

第3節 ロストック市の地域振興政策

1. 地域の概況

人口約22万人のロストック市は、メクレンブルク＝フォアポメルン州（人口約196万人、州都シュウェリン、人口約13万人）最大の都市である。バルト海に面し、かつてはハンザ同盟の都市として栄え、旧東独時代は最大の港湾都市でもあった。近郊のヴァルネミュンデは古い街並みの残る海滨の観光地でもある。

旧東独時代のロストックは、造船業及び港湾活動で栄えていたが、1991年にドイツが再統一されたことで西側の技術力との開きから造船業は衰退し、対ソ連貿易もほとんど途絶えた。これらのことが地域経済に大きな悪影響与えることになった。

2. ロストック市の地域政策

ロストック市はアーバンネットワークの加盟都市で、1995年にEUから「都市」プロジェクト認定を受けている。¹¹ 事業対象地区はロストック市の中心部に近い地区で5,500人が生活している。ネプチュウン造船所が1990年まで操業しており、この地区に住む人達の雇用を保証していたが、操業が停止したことにより多くの失業者が生まれた。

1996年時点で早期退職者、就職保護対象者を含む失業率は40%を越えている。失業率の高さから麻薬などの社会的犯罪が多く、いわゆる「ネオナチ」の温床にもなっている。

ロストック市における「都市」プロジェクトの重点目標、及び事業主体は次のとおりである。

¹¹ ロストック市では、ロストック市内で都市プロジェクトを実施している事務所を訪問した。そこでEUの地域政策の専門職であるRoland Blank氏からロストック市の地域振興について説明を受けた。ブランク氏はロストック市からEUの地域政策関連のプロジェクトの計画、実施について市から委託を受けており、プロジェクト担当者5人、市民相談担当者1人、広報担当者1人が勤務する独立した事務所を持っている。欧州委員会でも勤務していた経験があり、事情にも精通していた。冗談まじりに「プロジェクトをEUからもってこられないと首になる。」と話しており、専門家としての自信が窺えた。ブランク氏はとにかく失業率を下げたいと強調しており、そのことを「Battle」と呼んでいた。

①中小企業・手工業・小売店等の自営業の設立支援

- ・営業活動できる建物・場所の提供。
- ・期限付きの家賃助成。
都市再開発に伴うテナント料上昇に対応するために補助を行う。
- ・会社設立のための資金助成。
ベンチャー企業1社当たり1万マルクを支援する。
- ・共同作業グループ、連絡調整組織の設立。
市民センターを設置し、各種相談への対応やベンチャービジネス用オフィスの提供。
- ・老朽化した建造物の改善、再利用。
外壁だけが残った老朽化した建物を改装し、少年院から社会復帰した少年に職業教育など社会復帰させるための施設を整備する。また、麻薬、アルコール中毒の患者のリハビリ施設を整備する。

事業主体 ロストック市 財政経済局 建築住宅局
事業費用 1.242百万エキュ（内 ERDFから0.930 百万エキュ）
事業期間 1995年～1999年



既存の建物をリハビリ施設に改修している。

②産業・商業における投資環境の改善

- ・ショッピング街の立て直し。
商店街へのアクセスを容易にするための公共駐車場の整備。
- ・イメージアップのための戦略的宣伝活動。
例えば、ビール工場の壁を利用して屋外で映画を見れるように整備し、イメージアップを図り人々を集め地区の活性化を図る。

事業主体 ロストック市 財政経済局 建築住宅局
事業費用 2.339 百万エキュ（内ERDFから1.753 百万エキュ）
事業期間 1995年～1999年

③地域における職の確保・支援

- ・新しい社会保障を整備した職場を創出する。
- ・ニーズにあった職業教育。
- ・職業紹介。
内容は千差万別で、欧州規格に適合した溶接技術を有する技師の就職から、アルコー

ル中毒患者の社会復帰ともいえるゴミ収集作業紹介も含む。

事業主体 ロストック市 財政経済局 建築住宅局
事業費用 2.827 百万エキュ（内 ERDFから2.116 百万エキュ）
事業期間 1995年～1999年



託児所の改修現場。

④社会および自然環境の改善

- ・公園、子供用の遊び場の建設。
- ・発展性が乏しく、住環境にふさわしくない工場を移転させる。
- ・障害者、バリアフリーの概念に基づいた家の建築。
- ・住民交流や外国人とドイツ人が交流できる場の提供。¹²

事業主体 ロストック市 財政経済局 建築住宅局
事業費用 1.204 百万エキュ（内 ERDFから0.903 百万エキュ）
事業期間 1995年～1999年



Blank 氏の事務所前で。

3. ロストックの現状と今後

1998年11月の現地調査で、アルミサッシの窓枠がある改築済みの住宅と、旧東ドイツ時

¹² 都市プロジェクトとの直接の関連は無いが、1998年11月には、ロストックで初めてという日本料理店の建設が進められていた。

代のままの古い住宅が隣り合わせになっている風景が見られた。これは、「都市」プロジェクトの進展により、都市のインフラの整備が進み街のイメージが向上し、住宅の所有者が融資を受けて増改築するなど、事業対象地域の民間ビルの約50%が再開発を行った結果である。公的基盤整備の進展が私的投資を誘発することが期待される。

事業対象地域で一戸の建物を改造し、多目的に使用している例を見た。地下を大工、ペンキ工の訓練用の作業場とし、1階をアルコール中毒及び麻薬患者の治療センター、2階以上をメディア教育やベンチャービジネス用のオフィスとしていた。オフィスからは1㎡当たり一人、5マルク／月という比較的安価な賃貸料を徴収し、建物の維持費等に当て、営業車を共有化し関係者の利便を図る試みも行われていた。

このように「都市」プロジェクト対象地域での地域活性化の試みが行われている一方で、市街地の対象地区から外れた地域でも多くの試みがなされているとのことであった。公共交通機関（路面電車と歩道の整備を進め中心部へのアクセスを向上させ、街の中心部への買い物客の呼び戻しが図られているとのことであった。また、中心部から車での利用者を排除しないように駐車場の整備も同時に進めているとのことであるが、これは他の都市が駐車場の整備を怠り、車での利用客を排除して失敗を参考にしたという。

ロストックの将来を考えてみると、ロストックはベルリンの北約200Kmの場所にあり、アウトバーンが整備されれば2時間程度で将来の首都と結ばれることになる。港湾施設を利用した首都の物流基地、あるいは海浜観光地バルネミュンデへの玄関としての発展が期待できるのではないかと。

さらに、造船所の跡地利用の計画として、欧州最大の航空機メーカーであるエアバス社の誘致がある。欧州内の他の地域との誘致競争があるが、誘致に成功すればこの地域の雇用問題、経済活性化に大きな役割を果たすことが期待される。



左が東ドイツ時代のままのビル、
右が改築されたビル。

第4節 ハレ市の地域振興政策

1. 地域の概要

人口29万人のハレ市は、人口297万人の旧東ドイツのザクセン＝アンハルト州(州都マグデブルグ、人口27万人)最大の都市である。宗教改革で有名なルターが神学教授を務めていた大学はハレ＝ブルツブルグ大学と呼ばれている。第1節で述べたようにハレには旧東ドイツ地域に置かれている唯一の国立経済研究所(IWH)があり、旧東ドイツ地域における全般的な経済政策の研究を行っている。

ハレの北東約30Kmにあるビターフェルトは、第2次大戦前から化学工業の大コンビナ

ートとして栄えていたが、ドイツ統一後はほとんど休止状態となり、ハレを含めた周辺地域に大きな経済的影響を与えた。なお、旧東ドイツ時代には工場からの排気ガス等が十分処理せずに排出され、ハレにも影響が及んだということであった。

ハレとビターフェルトの間には、日本でもよく見かける大きな郊外型ショッピングセンターが数多く立地していた。日本国内でも郊外に多くの大型ショッピングセンターが進出し、地方の中心市街地の商店街が衰退してきている問題があるが、ドイツでも市街地より規制の少ない緑地（農地のため「Green Field」と呼称。）へ大型店舗の立地を進めていった結果、日本と同様に市内の商店街が閉店に追い込まれている問題が生じてきている。これは当初予想されていなかった現象であり、中心部の都市計画においてもこの問題を考慮しなければならないとのことであった。



日本でもよく見かける郊外型の
大型ショッピングセンター

2. ビターフェルトの概況

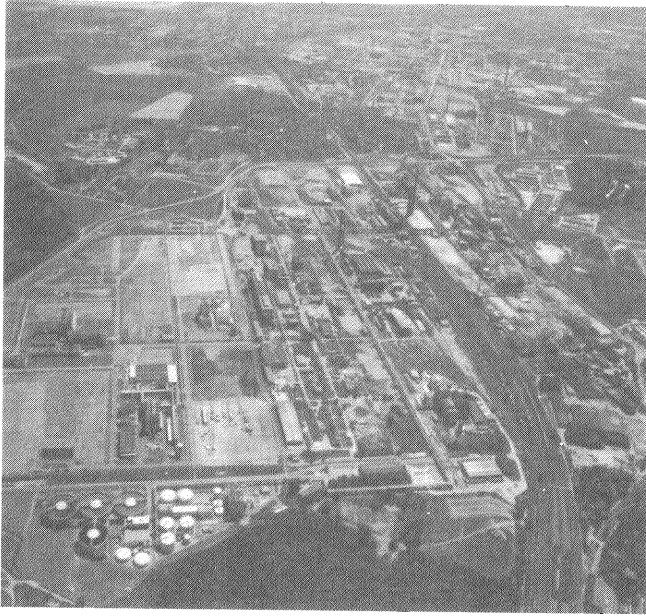
ビターフェルトには、「CHEMIEPARK」社という化学工業関係企業が集まった工業パークに企業を誘致する会社がある。IWHでは設立以来、連邦経済省と一体になって「新連邦州において企業がいかに市場経済に順応していくか」ということで、ケーススタディとしてこの「CHEMIEPARK」社を調査してきた。今回成果を上げつつある事例として紹介を受けたので紹介する。

ビターフェルトはかつて産炭地で、戦前から石炭化学産業が盛んであり、旧東ドイツ時代は化学産業地域として発展してきた。巨大コンビナートを二つ持ち、1990年時点で約3万5千人の従業員が働いており、ビターフェルトはこの化学工場に支えられていた。しかしドイツの統一により、市場経済に移行したことで、連邦政府は「トロイハント」という信託公社をつくり旧東ドイツの土地、施設等の私有化、民営化を推し進めることとした。しかしながら、ビターフェルトについては製品の品質の低さ、旧式の設備、環境対策への不備等、国際競争力がないため当初一括して売りに出そうとしたが買い手がつかなかった。そこで採算が取れそうな部門を切り売りしていくことにして、情報、通信、鉄道など40ほどの部門を民営化することができた。

売れ残っている敷地については、1997年政府からの援助を受けた「CHEMIE PARK」社が買い上げ、汚染された土地を再生し、インフラの整備を進め投資家を募ることになった。1998年11月現在、薬品関係など360余りの企業がここで活動し約1万人の人達が働いている。こうした動きは、①レイオフが止まってきた、②製造高、企業収益高が伸びてきた、③投資インセンティブが上がってきた、という地域再生に好ましい兆候を示している。

また、この地域はEUのCI「Rechar II」（産炭地の構造転換を目的とする）の指定も受け1994年から1997年にかけて開発基金が投入された。「CHEMIE PARK」社から入手した資料には、この地域への投資に対しEUから補助が得られると記載するなど、新たな投資家を

積極的に募っている。1991年から現在までに約40億ドイツマルクがビターフェルトに投資された。¹³



ビターフェルト中心部の上空写真。

3. ハレの現状及び将来

ハレには、ベルリンの壁崩壊後に旧東ドイツで最初に建設されたデパート、モントリオール及びモスクワオリンピックでマラソン2連覇を成し遂げたチェルピンスキーの経営するスポーツ用品店があるなど、中心市街地には活気が見られる場所が少なくない。

旧東独時代のプレハブ方式の高層アパートが市街地の中心にあるが、住民の多くは郊外の一戸建てを好む傾向があり、アパートの空き家が増加しているということであった。ハレは鉱泉から製塩を行っていたが、その鉱泉のあった広場付近に地下駐車場と小売店を組み合わせたビル建設計画がある。しかしながら、資金不足のため工事は中断されており、巨大な空洞を覗かせている。その空洞の向こうには、この町出身である作曲家ヘンデルを記念する音楽会場があり活発な活動をしているということである。このように、市内には街が建設途上であることを示すものが少なくない。

また、構造改革が積極的に行われているビターフェルトには医薬品製造工場などが新たに立地している。ドイツ最大の科学研究所であるマックスプランク研究所が、東ドイツで最初に建設した研究所をハレにおき、バイオ関係の研究を行っている。将来、このような研究所とこの地域に立地する企業の共同研究が新たな発展につながることを期待したい。

¹³ 「CHEMIE PARK」社については<http://www.chemiepark-gmbh.com>でも紹介されているので参照されたい。

現在の「構造基金」は1999年までを対象としており、委員会から2000年から2006年の構造基金に関する規則案が1998年5月に提案され、加盟各国等で検討がなされている。¹⁴ 規則案では、旧東欧の10カ国の加盟を見込み、総額2,750億ユーロの構造基金のうち450億ユーロを新加盟国に配分(内70億ユーロは加盟前に配分)し、対象地域1に1,400億ユーロ、対象地域2と3に700億ユーロ、結束資金に200億ユーロを配分するとしている。

構造基金の対象地域は、次の3項目に集約するとされている。

①対象地域1 開発が遅れている地域の開発及び地域調整の推進

過去3年間の一人当たりGDPがEU平均の75%以下の地域を対象とし、フランス海外県、アゾレス諸島、カナリー諸島及びマデイラ等の遠隔地域、1995年から1999年の対象地域6対象地域を含む予定である。

②対象地域2 構造的な困難に直面している地域の経済社会的な転換の支援

1999年まで対象地域2及び5bの対象とされていた地域で新規規則案の対象とされない地域は、2003年末まで新規規則案の対象地域2としてERDFの対象とされる予定である。

③対象地域3 ①及び②の対象とならない地域を対象とし、教育、訓練及び雇用政策及びシステムの改善及び近代化の支援。

ERDFは対象地域1及び2を対象として、①地域特性に対応したインフラストラクチャーへの投資、②永続的な雇用確保のための生産への投資、③自発的な開発の支援、④革新的技術及び技術援助の支援、を行うこととされている。

1998年11月の調査で、CIは「都市」プロジェクトを含まない3項目に整理される予定であることを聴取したが、何れの関係者も都市プロジェクトで実施していた事業が新しい対象地域の事業と実施できるようEU等に働きかけると語っていた。¹⁵

EUの2000年からの中期予算の大枠については1999年3月末にベルリンで開催される臨時欧州理事会(第1章注3)で合意される見込みであるが、ドイツのように拠出金の多い国の負担をどのように低減するかなど課題は多い。ERDFの詳細の決定にはさらに時間を要すると考えられるが、都市活性化がERDFの中でどう位置付けられるか、各地域での活用について、今後とも注目する必要がある。

¹⁴ http://www.inforegio.cec.eu.int/wbdoc/docoffic/coordfon/coord_en.htmに最新の情報が掲載されているので参照されたい。

¹⁵ ボンで面会したアーバンネットワークのブラット氏から、CI全体の動向について聴取した。ブラット氏は都市活性化が新しい対象地域1～2の対象となるよう関係方面に働きかけること、ブランデンブルグ州担当者は都市プロジェクトで実施していた事業が出来るよう都市問題を扱う対象地域が出来ることが望ましいこと、ロストックで面会したブランク氏はロストック市当局が「都市」を対象地域1に含まれるよう州と国に働きかけると語っていた。

参考文献

(EUに関するもの)

1. EU政策と理念 大西健夫・岸上慎太郎編 早稲田大学出版部
2. EU、8th Annual Report on the Structural Funds(1996)
3. (財) 中小企業総合研究機構 訳編 ヨーロッパ中小企業白書 第五次年次報告 1997 同友館
4. 欧州統合と「ヨーロッパの中の地方自治体」クレアレポートNo57 財団法人自治体国際化協会

(イギリスに関するもの)

5. 川島他, 現代世界の地域政策、大明堂
6. イギリス都市拠点事業研究会、検証イギリスの都市再生戦略、風土社
7. イギリスの都市改良 都市再生のケーススタディ、財団法人自治体国際化協会
8. 英国の地方財政の動向、財団法人自治体国際化協会
9. DETR、THE EUROPEAN REGIONAL DEVELOPMENT FUND an introductory guide
10. Government Office for London、A SUMMARY OF THE 1997-1999 EAST LONDON AND THE LEE VALLEY OBJECTIVE2 SINGLE PROGRAMMING DOCUMENT
11. Partnership Council、City of Nottingham URBAN Action Plan
12. Sheffield City Council、Heart of the City Project YOUR QUESTIONS ANSWERED - 2
13. MERSEYSIDE Objective 1 News Issue No.3 & No.4
14. Merseyside 2000 Programming Document for Objective 1 :1994-1999
15. Speke Garston Development Company, Speke Garston Development Company Annual Report
16. Speke Garston Partnership, ERDF Action for People & Garston Urban Village Project Presentation

(ドイツに関するもの)

17. ドイツの政治 大西健夫編 早稲田大学出版部
18. ドイツチュラント No6 1998年12月1日号
19. 統一ドイツの法変動 広渡清吾 有信堂
20. 統一ドイツと財政調整 クレアレポートNo83 財団法人自治体国際化協会

(ERDFに関連するEUのホームページの主要なURL)

1. EU駐日本代表部 <http://jpn.cec.eu.int/>
2. EU全般 <http://europa.eu.int/index-en.htm>
3. 構造基金に係る解説 <http://europa.eu.int/comm/sg/aides/en/en.htm>
4. ERDF全般 http://info regio.cec.eu.int/dg16_en.htm
5. ERDF関連規則 http://europa.eu.int/eur-lex/en/lif/reg/en_register_1450.html
6. 国主導及びCIプロジェクト概要
http://www.info regio.org/erdf/pays_reg/rpland.htm
http://www.info regio.org/wbpro/prord/guide/gui34_en.htm
7. 対象地域 1 - 5 b 対象地域地図
http://www.info regio.org/wbpro/prord/guide/euro_en.htm
8. パイロット事業の概要 <http://www.aeidl.be/art10/>
9. 都市問題全般 <http://www.info regio.cec.eu.int/urban/index.htm>

C L A I R S U M M A R Y 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 1 号	海外事務所の調査報告から	1995/6/30
第 2 号	海外事務所だより(1)	1995/7/10
第 3 号	英国地方団体体験記	1995/7/10
第 4 号	海外事務所だより(2)	1995/12/12
第 5 号	英国の地方財政 その未来 ～ロンドン大学T.トラバース教授 講演	1996/1/18
第 6 号	米国の移民問題	1996/2/15
第 7 号	海外事務所だより(3)	1996/2/28
第 8 号	米国の移民子女教育	1996/4/30
第 9 号	プロポジション187～米国カリフォルニア州における不法移民問題～	1996/4/30
第 10 号	地方分権に関する法概念～フランスにおける地方分権化の主眼と今	1996/7/31
第 11 号	海外事務所だより(4)	1996/9/30
第 12 号	国連会議「ハビダットⅡ」報告	1996/10/31
第 13 号	欧州連合諸国における就学前の幼児教育と保育制度	1996/11/29
第 14 号	海外事務所だより(5)	1996/12/27
第 15 号	分野別・1996年米国政治行政の動向	1997/1/31
第 16 号	中・東欧諸国における変革の現状と将来～地引嘉博駐	1997/3/14
第 17 号	海外における行政の動き(96年12月号)	1997/3/14
第 18 号	クリントン民主党政権と共和党支配連邦議会のもとにおける連邦制度	1997/3/14
第 19 号	海外における行政の動き(97年3月号)	1997/6/27
第 20 号	ヴァイマル市の文化行政の特徴	1997/10/20
第 21 号	オーストラリア1996年国勢調査	1997/10/20
第 22 号	経済の国際化とアメリカ諸都市	1997/10/20
第 23 号	海外における行政の動き(97年6月号)	1997/11/10
第 24 号	オーストラリアにおける公務員数の動向	1997/12/19
第 25 号	オーストラリアの自治体の日本との国際交流の現況	1998/1/16
第 26 号	3国の地方自治体間の国際協力 ～NEWS PROJECT～	1998/2/27
第 27 号	ジンバブエ地方自治体訪問報告書	1998/3/20
第 28 号	分野別・1997年米国政治行政の動向	1998/6/30
第 29 号	海外における行政の動き(98年3月号)	1998/7/24
第 30 号	海外における行政の動き(98年6月号)	1998/10/16
第 31 号	韓国地方税のあらまし	1998/10/23

CLAIR SUMMARY各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 32 号	英国における民間活力導入施策（P F I）速報版	1998/10/23
第 33 号	英国労働党政権による地方構造の改革	1998/12/28
第 34 号	欧州地域開発基金を用いた地域振興施策	1999/3/31

CLAIR SUMMARY各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください